

令和3年第3回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (6月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長挨拶	5
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
森 隆 之 君	8
関 根 浩 治 君	12
宗 田 雅 之 君	21
遠 藤 貴 人 君	34
前 田 武 久 君	42
報告第3号～報告第5号の上程、説明、質疑	57
承認第3号～承認第4号の上程、説明、質疑、採決	58
承認第5号～承認第9号の上程、説明、質疑、採決	60
承認第10号～承認第11号の上程、説明、質疑、採決	63
議案第39号の上程、説明	65
議案第40号～議案第45号の上程、説明	65
議案第46号の上程、説明	70
散会の宣告	71

第 2 号 (6月11日)

議事日程	7 3
本日の会議に付した事件	7 3
出席議員	7 3
欠席議員	7 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 4
職務のため出席した者の職氏名	7 4
開議の宣告	7 5
議事日程の報告	7 5
議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	7 5
議案第 4 0 号～議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	7 5
議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	7 7
閉会の宣告	7 8
署名議員	7 9

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和3年第3回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年6月9日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 6 報告第 4号 事故繰越し繰越計算書について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 7 報告第 5号 白河地方土地開発公社の経営状況について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(鮫川村税条例等の一部を改正する条例)
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(鮫川村手数料条例の一部を改正する条例)
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第10 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(鮫川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例)
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第11 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(鮫川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正

する条例)

提案理由の説明・質疑・採決

日程第 1 2 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

(鮫川村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例)

提案理由の説明・質疑・採決

日程第 1 3 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

(鮫川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

提案理由の説明・質疑・採決

日程第 1 4 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)

提案理由の説明・質疑・採決

日程第 1 5 承認第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和 3 年度鮫川村一般会計補正予算 (第 1 号))

提案理由の説明・質疑・採決

日程第 1 6 承認第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和 3 年度鮫川村国民健康保険特別会計 (直診勘定) 補正予算 (第 1 号))

提案理由の説明・質疑・採決

日程第 1 7 議案第 3 9 号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 1 8 議案第 4 0 号 令和 3 年度鮫川村一般会計補正予算 (第 2 号)

提案理由の説明

日程第 1 9 議案第 4 1 号 令和 3 年度鮫川村国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号)

提案理由の説明

日程第 2 0 議案第 4 2 号 令和 3 年度鮫川村国民健康保険特別会計 (直診勘定) 補正予算

(第2号)

提案理由の説明

日程第21 議案第43号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

提案理由の説明

日程第22 議案第44号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第1号)

提案理由の説明

日程第23 議案第45号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)

提案理由の説明

日程第24 議案第46号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更について

提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	斉藤利己君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	舟木正博君	教育課長	渡邊敬君

職務のため出席した者の職氏名

議事
事務局

会長

古 舘 甚 子

書 記 矢 吹 かおり

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） 改めて、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第3回鮫川村定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○事務局長（古舘甚子君） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

次に、5月28日、白河地方広域市町村圏整備組合第2回臨時会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

議員派遣、出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

ご挨拶の前に、先般の福島県の町村議長の総会の席上におきまして、本議会の星議長が長年のご功勞に対しまして、県の議長会長から表彰状をお受けになりました。今朝ほどご報告ありました。

星議長におかれましては、本当に長年の議会運営の議会の進行、それから自治功勞ということでご功勞いただきました。今後とも本議会、そして鮫川村発展のためにお力添えをいただくことをお願い申し上げまして、お祝いいたします。おめでとうございます。

それでは、ご挨拶を申し上げます。

令和3年第3回鮫川村議会6月定例議会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席の下に議案のご審議をいただきますことに深く御礼を申し上げたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染防止のワクチン接種につきましては、各自治体におきまして、高齢者を優先として開始をされております。本村につきましても、75歳以上の方々の接種が開始され、65歳以上の皆様への接種の開始の見通しがついたところでもあります。

これらの接種につきましては、古殿町の医師のご協力と県接種チームから紹介された医師のご支援で、高齢者の接種が7月中には終了できるという見込みとなっております。ここに至るまで、村民の皆様には大変ご心配をおかけしましたことに深くおわびを申し上げますとともに、接種にご協力していただける医師のご紹介をいただきました議員の皆様方、そして村民の皆様方にも深く感謝を申し上げたいと思います。

また、診療所の医師不在を解消すべく、医師確保につきましても、福島県はじめ、各関係機関に要請を申し上げているところであります。村民の皆様には大変ご迷惑とご心配をおかけしておりますが、医師確保に向けて全力で努力をする覚悟であります。

次に、コロナ禍の中で、都市との交流や観光地への誘客及び交流を自粛しなくてはならない状況下にあります。この状況を逆手に取って、今の時期こそ、鮫川村のいいところ、そして宝物を村内外の皆様にご知っていただき、本村を応援していただくための鮫川ファンクラブの募集を開始いたしました。公募当初より加入者が日増しに増え続けております。

現在、正会員は160名、準会員は194名となっております。毎日問合せが相次いでおります。逐次、会員証を送付しながら、定期的な情報発信、そして、様々な会員さんの特典も用意しておりますので、どうか議員の皆様方にも、ぜひともご親戚や知人・友人へのご入会をお勧めいただくようお願いを申し上げたいと思います。

さて、今定例議会でご審議いただく議案についてであります。報告が3件、専決処分の承認が9件、条例の改正議案が1議案、令和3年度の一般会計・特別会計の補正予算、そのほか係る議案が6議案であります。このほか、白河地方広域圏につきましての議案1件を上程させていただきました。各常任委員会にて議案調査をしていただきますよう、お願いを申し上げます。

本定例議会におかれましては、5名の各議員より10件の一般質問を通告していただいております。各質問を通告していただきました議員各位に感謝を申し上げますとともに、誠意を持って答弁をさせていただき覚悟でございます。

提案しました議案につきましては、十分にご審議をいただき、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） 以上で、村長の挨拶は終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

2番 森 隆之君 及び

3番 遠藤 貴人君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

[6番 北條利雄君 登壇]

○6番（北條利雄君） 去る6月2日午後3時より議会運営委員会を開催し、令和3年第3回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会の案件は、報告3件、専決処分の承認9件、提出議案8件、計20件です。

次に、一般質問ですが、5名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期については、本日6月9日から6月11日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程などにご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月11日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 森 隆之君

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

〔2番 森 隆之君 登壇〕

○2番（森 隆之君） 2番、森でございます。

本日暑いですが、短く端的に質問を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私のほうから、村長に1点質問がございます。

1、修明鮫川高校について。

来春3月に閉校を迎える修明高校鮫川校について、現在の進捗状況と閉校後の施設の利活用や処分方法などの考えをお伺いいたします。よろしく願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 2番、森隆之議員のご質問、修明高校鮫川校につきましてのご質問にお答えをいたします。

福島県教育委員会が平成31年2月に策定した県立高等学校改革前期実施計画の中で分校の募集停止が示され、平成31年度から募集を停止した修明高等学校鮫川校は、令和4年3月に閉校とすることとなりました。

村では、令和2年7月に立ち上げました廃校利用検討委員会幹事会におきまして、廃校利用検討委員会にて審議する事項を作成するために、修明高等学校鮫川校閉校後の県有施設及び村有敷地の活用方法の検討を開始し、同年9月の第2回廃校利用検討委員会幹事会におきまして、村内には平地が少ない中で本敷地は一定の広さを持った村有地である、また、村の将来に向けた有効な修明高等学校鮫川校の施設及び敷地の利活用とすべき、さらに、有効利用を図るための理解と協力を県に求めてはどうかなどの意見が出されました。

幹事会では、廃校利用検討委員会にて検討する利活用案などを作成するために、引き続き検討を重ねてまいる考えであります。

また、同年8月には、県教育委員会県立高校改革室との修明高等学校鮫川校の利活用検討打合せを開催し、県・村それぞれの意見を交わす中で、村の方向性を示すとともに、県の情報提供を継続することにより密な連携を図ることとしております。

さらに、今月2日には、修明高等学校鮫川校の敷地として県へ無償貸付している村有地の契約を含めた今後の方向性につきまして、県教育委員会県立高校改革室及び財務課施設財産室職員等が来庁した中で、閉校後の敷地貸付等につきまして協議を継続してまいるよう申合せを行ったところであります。

今後、さらなる課題の検討を踏まえ、審議する事項が確定した時点で、要綱に基づき、廃校利用検討委員会を開催してまいりたいと考えております。

本敷地は、学校施設としての利用のほか、まとまった平地が少ない本村において、中心地区の貴重な村有財産であり、また、修明高校鮫川校校舎等の有効な利活用も含めて、幹事会の意見のみにとらわれることなく、広く廃校利用検討委員会の意見を伺い、村としての最善の利用を模索してまいりたいと考えております。

以上で、森隆之議員のご質問に対するお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

○2番（森 隆之君） ご答弁ありがとうございます。

今話を聞きますと、今、県と村でお互い協議をしているという状況であるかと思えます。

そこで、今の段階で、村のほうとしましては、平地が少ないということで、あそこの土地を利用したいと。ただ、建物に関しては、そのまま解体せずに再利用するのか、それとも解

体のほうで考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 廃校利用の再利用の方向につきましては、まだ決めかねております。なぜかといいますと、まず、隣町の棚倉高校の例をずっと見ておりますと、棚倉の場合には、敷地は県、建物は、どちらも県ということですが、本村の場合には、敷地は村ということですが、どのように利活用するかというのは、今後、委員会のご意見をお聞きしながら決めていきたいと考えておりますし、一つは、解体に大きな費用がかかるということでもあります。

ですから、県から村が建物を譲渡された場合も、いずれその建物を解体しなくてはならない時期が来るということであって、建物をどのように利活用するかという案がもし出たとすれば、県と交渉しながら無償でお借りする、これが県が許可くれるのかどうか分かりませんが、無償でお借りしながら、建物を大きく工事をしないで利活用する方法、そこを模索する以外にないなと思います。

最終的に体育館、それから、建物も併せて解体の時期が来ますから、解体費用は本村から持ち出せる財政状況ではございません。ですから、解体につきましては県の費用で、棚倉高校と同じく解体していただく方向と考えておりますし、解体後、敷地をどのように有効活用するのかというのは、これから将来的な学校教育関係とか、様々な施設活用の計画にのっとり、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

○2番（森 隆之君） 建物自体をやっぱり残すときに、今まで村の経緯を見ますと、残してから、村に渡ってから使い方を考えようと。事前に、どういう方向性で使うのか、誰が使うのかと決めずに、物を頂いてから会議をして、そこから使いたい人を募集してという形が多かったと思います。

なので、今回は、残すのであれば事前に、どういう利用方法があるのか、どういう使い方をするのかという計画を立てて、そこで、残してもいいということで、村民に賛同していただければ残すという形で、基本的には、私は校舎に関しては、県の費用で解体していただけたほうがいいのかなと思います。

それで、体育館とかに関しては、今現在を修繕して使うのであれば、何の価値も見いだせない、耐用年数ももう過ぎてしまいますし、全然、修繕費ということで、費用を持ち出して終わってしまうので、できれば、会計用語でいえば、資本的支出をしていただきたいなと。

次に使うものの計画を立てて、建物の価値を高めて、耐用年数を延長して、価値がある建物として再利用していただきたい。今ある建物をそのまま直して、はいどうぞではなくて、やっぱり価値を高めないと建物は使えないと思います。

ちなみに、私、調べましたけれども、そういう体育館等の利用であるのは、二本松のスポーツクラブで、スカイピアあだたらアクティブパークという施設がございます。そこは、民間の人に管理を依頼して、二本松のほうで立ち上げたんですけれども、そこに、今オリンピック競技になっているBMX、スケートボード、あとスポーツクライミングですね、それを室内に建てまして、市民とか県民が利用しているものがございます。そういった建物内の屋内での子供たちの遊びの場、そういうのもちょっと支出をして、体育館ならできるのかなど私は思うんですけれども、村長、ご意見どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 本村にはまだ、公共施設の中で旧富田小、1階は使用しておりますが、そのほかの教室と体育館もそのままになっておると。また、旧青生野小学校も、利活用はまだきちんと、避難所には指定しておりますけれども、体育館もあるということで、本村の場合には、村が所有している公共施設の廃校後の利活用は、まだ決めかねているところもございますし、まさに今、森議員から提言していただいた鮫川校の体育館の利活用も含めて、今後、どのような活用がいいのかということは、多面的に多角から、いろんな角度からご意見を頂戴したいなと思っております。

あと一つは、民俗資料館が今、古くなっておりまして、あの中に様々な寄附された絵画、それから伝統文化、昔ながらに使われてきた農具等がいっぱいありますし、こういったものを将来、あそこになかなかしまい込んでいけない状態であります。

教育委員会では、教育長とこの前打合せをした中で、今年は公開して、体育館に降ろすか、体育館というか公民館に降ろすか、あと、同じ会場で展示会をするかという企画を立てておりますが、ああいった鈴木春栄氏の大変な価値ある絵が、そのままになっている状態ありますから、そういったものを、どのように見ていただきながらも展示していければいいのかということも含めまして、今後検討してまいりたいなと思っております。

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

○2番（森 隆之君） 検討も、いろいろしていただくことはいいかと思います。

私、一つ約束していただきたいのは、今後、施設等で残すのはいいんですけれども、事前にやっぱり目標というか目的、こういうのに使いますと、こういうのに使いたいから残しま

すというのを事前に決めていただいて、それで使い道がなければ、今後は処分しますと。そこを決めてやっていただきたいなと思うんですけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） どの事業も、やはり見切り発車は無駄遣いでありますから、見切り発車はやらない。そして、きちんと協議をした上で、将来像、10年、それから50年という先を見ながらの計画を立てて、思い切った、思い切ったといいますか勇断、それは取り壊すということも考えられますから、もし協議の上で、このような活用、活用をするということは運営しなくてはならないということで、人も必要ですし予算もかかってくる問題でありますから、ですから、そこをよく決める前に協議をして、やっぱりこういった皆さんの議員各位のご意見も頂戴しながら、あと学識経験者、学区長、教育関係者の意見も聞きながら検討してまいります。

その件につきましては、決めかねる前からお譲りいただくという、そういう逆の方法を取る気はございませんので、お約束できると思います。ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

○2番（森 隆之君） いろいろと、これから建物が老朽化して、いろんな施設で古くなって取り壊さなければいけない、または利活用を考えなきゃいけないという場面があると思います。

今回、第1弾としまして、村で新しい方向性を進めるということで、鮫川校のほう、ぜひともお考えをお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◇ 関 根 浩 治 君

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

〔1番 関根浩治君 登壇〕

○1番（関根浩治君） 1番、関根です。

これから、私のほうから村長に2点ほど一般質問をしたいと思いますので、よろしく願いします。

まず初めに、村有牛の貸付けの実態と、今後の優良牛貸付け方法の検討と貸付け拡大の方策についてご質問をしたいと思います。

村では以前より村有牛の貸付制度があり、貸付けされた農家は優良な子牛や販売代金によ

り返済するなど、高齢者の生きがい対策や畜産農家への貸付制度がありますが、どのような貸付け現状にあるのか。また、基金残額等についても伺います。

現状の貸付金額については50万円ですが、優良牛を導入するには貸付金額が少ないことや、飼養規模制限等の制約がありますが、鮫川牛のブランドや繁殖農家の基礎牛としての導入であり、事業制度活用を図り繁殖事業拡大を望む農家があるので、貸付金額の増額と飼養規模制限等の撤廃をし、事業の拡大を図りたいが、村の対応について伺います。よろしくお願ひします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員の1点目のご質問に対しましてお答え申し上げます。

村では、鮫川村優良肉用繁殖雌牛導入事業基金を設置して、鮫川村優良肉用繁殖雌牛導入基金貸与条例に基づきまして、農業者に対して優良肉用繁殖雌牛の導入資金の一部を貸与して、市場価格を保つ肉用牛の生産、畜産経営の安定及び農業振興に資することを目的としてこの事業を実施しております。

貸与の条件は、鮫川村に住所を有する者で、肉用牛の飼養経験が5年以上あり、肉用牛を2頭以上飼育し、かつ自給飼料の確保が図られ、将来5か年間に経営規模拡大計画を有する農業者としております。

貸与する導入資金の額は、1農業者につき50万円以内と定めており、無利子で5年以内に償還することとして、購入した雌牛から生まれた子牛を販売した後に現金で返金することとなっております。令和3年5月末現在での貸付けは2件、100万円であります。基金の現金残高は551万8,611円であります。

貸付金額につきましては条例により規定されており、増額するには条例の改正が必要となります。貸付金額は、子牛の売却等で償還できる範囲で設定する必要があるために、増額した場合には、資金の貸付けを受けた牛が子牛を出産できなかった場合や事故等により死亡した場合には、貸付金の償還が滞るおそれもあるために、現在の金額が妥当であると考えております。

また、畜産農家の飼養規模については、条例での上限はありませんが、募集時点の借入れ希望者、農家数の状況によって、その都度設定をしております。今回、6月1日に発送した今年度の募集につきましては、上限は設けておりません。

以上で、1番、関根浩治議員の1点目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 2020年度の全国的に人気の高い優良血統の子牛を取り扱う島根県の中央家畜市場のシボ牛「白鵬85の3」を擁する雌子牛の平均価格は100万5,403円で、今年4月でも111万1,488円です。宮崎県の「満天白清」75万1,286円、「耕富士」84万5,609円、鹿児島県の「華春福」や「安亀忠」、「秀幸福」などは80万円前後という価格で推移しており、基礎牛ということで導入ともなれば、やはり高額の金額になります。50万円という金額では、個人の負担もかなり大きいということもありますし、農家が基礎牛として、やはり長年求めるわけですから、もう少し金額の増額をしてもいいのではないかなと私は考えております。そうすれば、やはりいいものを村内に導入して、それらの子牛等が保留されて、また鮫川牛のブランドとして、以前の飯舘村のような格好になるのではないかと思いますので、ぜひ増額を要望いたします。

また、直近5か年の貸付け状況等について、もし分かればお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今、再質問いただきました。まさしく銘柄といいますか、血統のいい雌牛導入というのは大変な金額がかかるということですので、本村の場合には50万円ということで、このところ、今年度は2件ということですが、過去の状況につきましては担当課長からご説明を申し上げますが、子牛の価格も5月、本宮市場のほうも77万8,000円くらいだったですか、平均でね。今は安定しているということですが、逆に、子牛が高く取引されるということは、導入する方も大変負担になるということなんですね。

この辺を考慮して、今後検討してまいりたいと思いますが、畜産農家の方々がどのような状況に置かれているのか、再度、今後、特に今、担当課に指示を出しているのは、担い手、これから畜産・農業を営む若手の意見交換会を夏以降に予定しておりますから、そういったところでもご意見をお聞かせいただきたいし、また、畜産関係の現役で頑張っておられる皆様方のご意見も集約しながら、今後、この貸付金の件につきましては検討していきたいと思っております。

またデータにつきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

最近5年間ということで、ちょっと手持ち資料を持ってきておりませんので、詳しくは申

し上げられませんが、現在貸付けが2件あります。そのうちの1件は、事故により雌牛が亡くなってしまったということで、償還のみを待っている現状であります。ここ二、三年のうちに、貸付けは1件程度だったと思われます。

近年、利用者募集のチラシも最近出しておりませんでしたので、利用者はおりませんでした。今回、6月1日付で畜産農家宛てに利用者募集の回覧を出しておりますが、今のところ相談が来てはおりません。一応、7月30日までご相談くださいということで回覧を出しているところです。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 私の手元にも6月1日付の回覧文書がありますけれども、そういうことで、50万円以内ということで回覧が回っているわけなんです。やはり直近、何年間かこういった回覧も出さなかったということで、私が今回質問したから、このような文書が出回ったのかどうか。やはり担当課として、もう少し親切に事業を拡大するような気構えがあるのかどうか、やっぱり問われることだと思うんですね。

2年も3年も回覧も出さなくて、利用がなかったんですというような回答では、ちょっと不適切な、職務怠慢というような形で見られると思います。もう少しやはり、自分の職責に対して、誠心誠意当たっていただきたいと思います。課長、その辺の部下の指導も、併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで、やはり50万円という金額は、全国的な子牛の価格も暴騰していますので、もう少し条例を改正しなくちゃならないということではありますが、この辺についても検討いただひて、次年度以降、増額できるような形で条例の改正をする気があるかどうか、村長に再度お伺ひしたいと思ひます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 資金の増額をするか否か、考えを聞かせていただきたいという再質問であります。先ほど話しましたように、畜産農家の状況を鑑みまして、様々な、どのくらいの利用の方々がいらっしゃるのかということと、あと、冒頭に議員のほうから再質問ありました、血統の非常に高い牛を村に入れて、まして、その繁殖した子が高く取引されるというのは、やっぱり他町村から比較すると、本村は生産量が非常に県下一でありますから、そういうブランド化を図る子牛というものも視野に入れながら、今後検討してまいりたいと思ひます。

あと上限が、前は5頭以下とか10頭以下という上限を設けたことがありました。これは農家の皆様からも、やはり頭数で上限を決めたのでは、なかなか貸付けの目的が達せられないだろうという意見もありまして、今回、前回も件数が少ないということもありまして、頭数の上限は撤廃しておりますが、広く今後も、職員のほうにも指示をいたしますが、農家の方々にきちんと伝わるように指示をしながら、広報してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） そういうことで、とにかくやはり、いいものを導入すれば、それなりに高く販売できるということで、昨日の本宮市場でも、「安福久」の母親につけられた子牛が、村内でも99万円とか90万円とかというような、昨日の最高値で取引されて、税込みだと112万円ほどになっております。

そういったことで、いい血統をやっぱり導入すれば、それだけ高い販売額になるということもありますので、その辺については十分検討いただいて、次年度以降、条例の改正を切に要望いたします。

それでは、2つ目の質問として、国保診療所の医師不在に伴う今後の対応策についてということでお尋ねしたいと思います。

国保診療所の医師の不在により、診療所で投薬等の患者数と今後の対応策はどのような指導を行ってきたのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

また、高齢者が交通手段等で困窮された場合、村の送迎車を利用した診療患者さんへの対応を以前はしていましたが、これらの方々への4月以降の対応についてもお願いしたいと思います。

また、コロナ対策としてのワクチン接種について、全村民への接種予定と医師確保策についての対応についてはどのようになっているのか。また、常勤できる今後の国保診療所医師確保の予定についても、併せてお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員の2件目のご質問、国保診療所医師不在に伴う今後の対応策につきましてのご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

まず、国民健康保険診療所の医師として、今年4月に採用し、これから僻地医療にご尽力をいただくところでありましたが、4月5日に医師からの申出があり、一身上の都合で退職させていただきたい旨の話を受け、同日受理したところであります。

そのような中で、医師不在では、村民の方々へのご迷惑をおかけしてしまいますので、翌日、埴厚生病院及びふるどのクリニックでの定期処方患者さんの診察をお願いしたところ、ふるどのクリニックの医師より、木曜日の午後の診療なら引き受けすることができる旨の話があり、お願いをしたという経過であります。

次に、国保診療所医師不在により、診療所での投薬等、お薬の患者数と今後の対応策であります。現在の投薬等の患者数は、一月当たり250名ほどの患者数であります。ふるどのクリニックの医師が来る木曜日の診療日には、およそ60名ほどの患者さんの診療を行っている状況となっております。

なお、今後の対応につきましては後ほどお答えをいたします。

次に、村の送迎車関係についての対応であります。高齢者が交通手段等で困窮された場合に、村の送迎車を利用した診察患者さんへの対応についてであります。送迎を希望される方には、前日まで診療所に申し込んでいただければ、火曜日から金曜日までの4日間は従来どおり送迎を行っております。また、診療所で処方等を受ける方は木曜日のみとなりますが、こちら送迎を希望される方はご利用いただけることとなっております。

次に、全村民へのワクチン接種予定と医師確保についての対応であります。

まず、全村民へのワクチン接種予定であります。現在、75歳以上の方、さらには65歳以上74歳までの方を対象に、ワクチン接種を優先的に実施しているところであります。その後、64歳以下の方についても順次実施することで事務を進めておりますが、今後の国の動向も踏まえながら、迅速な対応をまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の国保診療所医師確保の予定であります。現在、ふるどのクリニックの医師の協力を得て、週1回、木曜日の午後、診察をお願いしているところであります。この医師の負担を考えますと、一日も早く常勤医師の招聘を図るべく、関係機関に協力をいただきながら要請をしておりますし、今後また、そのために尽力をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただけるようお願い申し上げます。

以上で、1番、関根浩治議員の2つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 75歳以上の接種が行われている最中ですが、今週末で大体、75歳以上の第1回目の接種が終わる予定なのかなとは思いますが、これから、65歳から74歳までの方が来週あたりから始まるのかなと思うんですが、その辺の詳細について、もし実施

予定が分かれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 75歳以上の方々は、今週末では全て終わらないですね、土曜日ということになります。65歳以上の方は14日からの開始ということになります。その詳細につきましては、担当課長のほうからご説明を申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長、鈴木隆寛君。

○住民福祉課長（鈴木隆寛君） ただいまの件であります。75歳、詳細につきましては、5月29日土曜日からの開始となり、最終接種が7月10日、1回目の接種となります。2回目の接種が完了するのが7月31日ということになっております。

65歳以上74歳以下の方につきましては、6月14日月曜日からの接種開始ということで、6月30日が最終日になります。2回目の接種の最終日が7月28日ということで、全ての高齢者の方が7月中に接種完了するというような予定でおります。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） そうすると、65歳以上の方は、大体7月中に2回接種予定で進めて、準備しているということなんですね。

薬のほうも、その方の分は十分に在庫として保管してあるのですか、どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 薬の在庫につきましても、担当課長から答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長、鈴木隆寛君。

○住民福祉課長（鈴木隆寛君） ただいまの件でございますが、一応6月6日、最終のワクチンが到着しまして、585アンプルほど、村のほうで在庫のほうは保有しております。

なので、高齢者の分につきましては全て、2回分のワクチンを今現在確保しているというふうな状況であります。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） そういうことで、薬のほうも十分確保されて、あとはお医者さんの都合ということになりますね。そういうことで、本当に緊急的な形でお医者さんがいなくなってしまって、村民の方にそれぞれ迷惑をかけている最中でございますが、やはり、もう少しその辺について、分かる範囲内で村民の方に情報を開示していただかなければ、近隣町村で

は、65歳以上の方々がほとんど接種が始まって、中には終わった方もいるような話も伺っておりますので、鮫川はこういった状態でございますので、かなり遅れておまして、村民の方も日頃心配をして、いつ予防注射が打てるのかというようなお話が結構こちらこちらで出ておりますので、やはりそういったことは、防災無線等でも結構ですから、大体このくらいを目安で現在進めておりますとか、そういったことで情報をきちんとやっぱり開示してもらえれば、村民の方も納得いただいて、役場のほうからそれぞれご通知申し上げますというような案内をしていただければ、やはり安心して暮らせると思いますので、その辺の配慮もお願いしたいと思います。

それから、常勤医師がいないということで、学校医の問題ですね。これらについて、現在どのような形になっているのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 医師不在のときに一番懸念されたのは、4月中の学校医の健診でありましたので、学校医の健診につきましては、年度内の分は、ふるどのクリニックの医師のほうと契約をさせていただいて、学校医のほうはお願いを申し上げているところであります。

また、今後の医師確保であります。埴厚生病院の佐川院長先生からご紹介のあった医師もございますし、まだ正式な赴任というわけにはいきませんが、その後また、今後様々な情報をいただきながらも、長くお勤めいただけるような医師確保に向けて、今、全力で情報収集等、これからも交渉に当たるところでございます。

あと、村民への周知であります。大変コロナワクチン接種に関しましては、いつできるんだいということで、いつ頃になるんだいと大変なご不安をおかけしまして、他町村はもう既に終わっているぞというような状況の中でもご迷惑をおかけしておりますが、先ほどの答弁でもお話ししましたとおり、ふるどのの医師と、今度、平日3日間のワクチン接種をお手伝いいただける先生の確約といいますか契約、日にちの設定が決まらない限り、なかなか広報できなかつたというような事情もございますし、そのお二人先生の中で週に4日間というところで、今度スピードアップできるという目鼻もついたものですから、65歳の方々の予約ということで、今先が見えてきたというところであります。65歳以下の方々ですね、64歳から16歳という方々につきましても、今後、お二人の先生の状況、予定を見ながら、迅速に進めていくような計画を持って、それをまた村民にも周知していきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） そうということで、薬も準備された、あとは医師の問題ということで、

やはり村のほうでもそれぞれ、郡の医師会あるいは振興局を通して、県の保健福祉部等に要請して、医師の確保のお願いに当たったんだとは思いますが、やはりもう少し迅速にやれば、もうちょっと早くコロナの接種ができたのではないかなと思いますので、やはり村長1人だけで奔走して歩くのも大変でしょうから、やはりいろんな形で情報を集約して、最終判断は村長がするというので、いろんな形でお願いすれば、もう少し進んだのかなと思いますので、やはりいろんな関係に協力をいただいて、もう少し的確に進めることが大事だと思いますので、今後とも十分をお願いしたいと思います。

なお、診療所の医師の再開の見通しについては、夏頃とか、今年の秋とか来年の春とか、そういう形で、もし大まかなところ分かれればお願いしたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 現在のところ、時期は申し上げることができません。なぜかといいますと、今ご紹介いただいている先生方の勤務の曜日とか、それから体系、契約内容も含めまして、明確になった時点であればご提示できるかと思いますが、医師を公募するという一つの方法がありますが、今ご紹介いただいている先生方、それから、これから交渉しようという先生方の状況判断で交渉しまして、公開できるようになりましたら、何月からということはお示しできるんですが、言えることは、コロナワクチンはワクチン、診療所は診療所ということで、できるだけ早く診療所を、1週間に5日開けなくても、例えば3日とか、今、木曜日はふどどの先生をお願いしてありますが、週にそのほか3日とかの診療ということも考えられますから、鋭意努力をして、早い時期に村民の皆様が安心していただけるように努力をしまいる覚悟であります。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） そういうことで、村民がやはり安心して暮らせるように、一日も早い再開をお願いしたいと思います。

なお、今回のコロナのワクチンの接種に関しまして、やはり私たち議員の人たちもそれぞれ心配をしておりますので、もう少し執行部と議会と一体になって情報を交換しながら、やっぱり村民の方々に広くお知らせをするというようなことで、今回は何か、その辺がうまくいっていないような感じもしておりますので、もう少しやはり情報をお互いに共有して、お互い村民のために奉仕したいと思いますので、今後ともその辺については十分気を遣っていただいて、やはり事業を前に進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） ただいま関根浩治君から質問がございました。その内容の中で、村のほうでは情報の開示を今後ともできるように、ご協力いただきたいと思います。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 次、10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 令和3年第3回鮫川村議会定例会において、2点について質問させていただきます。

まず、1点目、村長、これは私、議員になりましてから何回も質問していることで、またしつこいなと思うかもしれないんですけども、親切丁寧にお答えいただけたと思います。

まず、芯のない果物は実になりません。そして、果物から芯を取ったら腐るのは早いです。そのために、やっぱりこの村も、中心市街地の活性化対策は早急に進めないと衰退するのではないかとの思いで、何度も何度もしつこいようですけども、質問させていただきます。

中心地活性化策についてお伺いします。

後継者不在による田畑の荒廃、空き家の増加が村内全域に広がり、早急な対応が急がれる。特に中心地の衰退は、今後の村づくりに大きな影を落とすものと考えます。

中心地の活性化策は、2019年4月に中心地活性化協議会を立ち上げ、アドバイザーの協力、助言の下、検討を重ねてきた経緯もあります。また、同年3月に「鮫川村発村づくり会社からの地域創生」を名称に、地域再生計画を国の認定を受けて進めてきたが、突然廃止されました。なぜ計画が頓挫したのか伺います。

一日も早い施策と対応が望まれる中、村長の考える中心地活性化策も併せてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 宗田議員におかれましては、私が議員のときから、中心地の活性化につきまして、幾度となくご提言をいただいておりますし、私もそちらの席で、前村長との質問のやり取りと、また議員の思いを、議員の立場からも長年お聞かせいただいております。大変中心地の活性化は、本村にとってみれば大事なことでありますので、これからご答弁をさせていただきますと思っております。

村では、第4次鮫川村振興計画において、村民の生活に身近な憩い交流の場、子供の遊び

場としての公園整備を掲げております。さらに、平成27年度に策定した鮫川村人口ビジョン総合戦略の理念である子供・若者・女性の自己表現ができる環境づくりを具現化する一環として、中心地域の活性化と村内における就労の場を創出するために、本村の10年後を見据え、中心地域に必要な活性化策として、平成29年3月に国の地方創生交付金を活用して、中心地活性化基本構想を策定いたしました。

基本構想の具現化を進めるために、平成30年から村職員の横断的連携の下に中心地活性化プロジェクトチームを設置して、令和2年1月までに8回の検討を重ねてまいりました。また、住民の参加による中心地活性化協議会も6回開催して、中心地域活性化に関わる拠点整備実施計画を策定してまいりました。

専門家によるアドバイスの下に、老朽化している農産物加工施設「手・まめ・館」に代わる施設の整備、拠点施設に必要な機能、管理運営に向けた村づくり会社の設立など、多岐にわたる内容を議論したところでもあります。

計画策定の際に、村民を対象に実施した鮫川村中心地活性化拠点施設に関するアンケートの中で、「手・まめ・館」の経営改善や人材育成、中心地域活性化拠点施設整備計画の見直しなどの意見が多数占められておりました。特に、行政主導の下に協議・検討されてきた中心地活性化拠点施設整備計画は、道の駅建設ありきで推進すべきでないとの意見も数多く見受けられました。

「手・まめ・館」の経営改革、村づくり公社の設立協議を優先して、現在あるものに磨きをかける村づくりを目指すべきとの意見を尊重して、次世代に大きな負担を残すべきではないとの判断で、私としては、新しい敷地への移転事業を見合わせることにしたものであります。

しかし、「手・まめ・館」は老朽化していること、駐車場や交通アクセス不備を生じているために、いずれは解消すべき大きな課題であります。また、後から造られました加工所、新設されたトイレなどの既存施設、それと、館山公園と児童公園との併設なども考慮して、他の施設と連携が取れるような総合利用も視野に入れた中長期の総合計画が必要と考えております。

以上、10番、宗田議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） それでは、「手・まめ・館」の統合計画、これはどの程度、村のほうで進めているのかお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、やらなくてはならないのは経営改善なんですね。「手・まめ・館」に関しての、まずは経営改善をしなくてはならない。

実は平成31年2月に、経営コンサルタント、藤本誠さんといういわきの経営コンサルタントが「手・まめ・館」の経営管理診断報告書を、大楽村長、岡部館長宛てに提出をされました。

続いて、令和元年8月20日、こちらに関しては、同じ経営コンサルタントの藤本さんから、中心地活性化拠点設備推定販売シコウということで、要するに、中心地の活性化のために「手・まめ・館」をどのように改革しなくてはならないかという、そのような成果品といえますか、調査を上げられてきました。

平成31年に村長宛てで出されたコンサルは、年に6回訪問しております。

それで、まず、この中を見て愕然といたしましたけれども、私はまだ議員の時代でしたが、まず、「手・まめ・館」の経営は自我流、だらしのない現場管理と惰性的な毎日だと、そのような指摘。損益分岐点は1日40万円と、その当時は36万5,000円でした。40万円売り上げないと赤字の垂れ流しだと。

この経営コンサルは、いわき市のマルトを売上げ300億円を3,000億円にしたという、10倍にしたという大変厳しい経営コンサルタントの方々に、まず、一度、二度にわたって「手・まめ・館」の診断をしていただきましたが、当時の経営状態を全て見ていただきながらも、この状態で、それにさらに、令和2年3月に中心地活性化拠点の見積改修書という、また一つの冊子を平成2年に仕上げてきました。これは、中心地活性化プロジェクト会長の鈴木則男さん宛てで、将来の「手・まめ・館」、あと道の駅構想への様々な見積りとか、どのぐらいかかるのかというものも、平成2年3月に上げられてきました。

ここでこのコンサルが言われたのは、幾ら上物、箱物が立派であっても、経営の戦略的マネジメントがなければ、「手・まめ・館」は過去の教訓から砂上の楼閣、砂の上のお城になってしまうと。こういう事例を私はかなり見てきましたから、まず箱物だけ造っても、経営改善を、きっちりと戦略を立てられる経営能力のある施設責任者がいなかったら駄目だと、はっきり言われております。これを見まして、ああ、これは見切り発車で箱物をどんどんと進めるよりも、経営改善と、あと人材育成が先だということを判断いたしました。

それ以降、「手・まめ・館」の全体会議を重ねてまいりました。主任者になっていただいて、主任者会議も重ねてまいりました。そして、上半期と下半期、今年も予定はしております。

すが、去年の上半期では、職員の接遇、それから経営理念、あと意識改革に向けての講師をお招きした講演会を開催いたしました。全職員からアンケートもいただきました。非常に内容の濃いアンケートが返ってまいりました。このようなことは今後も続けていただきたいというのと、意識を我々今までなかった反省、それから改善点の提言も。

私は皆さん、20人の職員に1人ずつお手紙を書きました。まずは、「手・まめ・館」の運営協議会の会長である私の経営理念、これがきちんとされていないと、皆さん迷う。経営理念を明確にして、館長、事務長、副館長、そしてうちの担当課も交えて、このような方向でいきたいというものを明示して、そしてお手紙を書いて、人材育成に今努めているところであります。

今年の決算、6月末に総会がありますが、ややであります、黒字に変わってまいりましたが、これは安心できません。様々な要因で、どのように黒字になったのかというのは、会計士の先生に毎回面接をしておりますが、分析をして、決して、コンサルからこれだけ厳しい指摘を受けるような「手・まめ・館」の経営、これがきちんと意識改革があつて改善されない限りは、次のステップに移り移ることができませんし、前大楽村長は、間違いなく別のところに道の駅の構想はお持ちになったと思いますが、国の地方創生のお金を有効活用して、コンサルの調査、それから協議会を進めてまいったところではありますが、ここに来て、このような経営改善をまずは優先していかななくてはならないということで、その目安をつけるとともに、今後また、中心地の活性化の拠点としての拠点づくりは、皆様のご意見をいただきながら検討していきたいと、このように考えております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） まさに村長の言うとおりで、商売は危機管理と人材育成なんですよ。それを行動に移すか移さないかなんですよ。だから、そういうのを、あそこにいる職員、やっぱり自分の生活費を稼ぐわけですから、危機的な能力を持って、そして、どうやったら営業ができるのかと。私は商売やっているから、毎日がそれですよ。そういう、民間と官の差というのはそこなんですよ。そういう指導をいかに、これ、どうしても官主導だと、甘いところがうんとあるわけなんですよ。だから、そういうのを徹底してやらないと、私は現状、何ぼ私が立ち会っても、村長の言うとおりで経営は成り立たないと思います。

だから、そういうご指導というのはもちろん大事だし、今現在、私もあそこに何度も通わせていただいておりますけれども、喫茶室だって何だって、全然閉めっ放しでしょう。ああいふものだって、私ら個人的に商売やっているならば、何かに利用する、ああやって遊ばせて

おかない。そういう感覚が、ちょっと民間とはずれているんですよ。

私もこの前、あそこの施設長に言ったんですけども、どうにかならないのかという話はしておきました。だから、そういう感覚なんですよ、商売は。だから、官じゃなくて民でやらせてくださいというのは、そういうところなんですよ。その差なんですよ。

あと一つ、こればかりやっていると時間なくなっちゃいますから、館山周辺の空き家、これ、空き家の問題も相当増えてきています。現状、どうしようもなくなってしまうような建物もいっぱいあると思うんですよ。これは今、村のほうでどういうふうを考えているんだか、お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 議員のおっしゃるとおりであります。中心地の、本当に中には倒壊寸前の空き家もありますし、まだ使える空き家もございますが、今、空き家バンクで引き合いが非常に多くて、そのたびご紹介をさせていただいているところではありますが、しかしながら、住める状態でない空き家が何軒も今あります。近所の方々からも、また警察署かな、非常に危険ですというような指摘も受けておりますから、持ち主の方々の状況も分かっておりますし、これはまず、取壊しするには地権者の持ち主の意思と、それから承諾が当然必要であります。今後、仕分けをしながら、住める空き家、それから、取壊ししなくてはならない空き家を見極めて対応していきたいと思っております。

課は異なりますが、総務課と地域整備課が連携しながら空き家対策を、使えるものにはやっぱり住んでいただくと、そういった、あと一番は、やっぱり防犯上よくないということもありますから、それを今後進めていきたいなと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） あと、私、職員とか役場のトップの方だとかに疑問を呈するわけじゃないですけども、現在、村のほうで取り壊して、あの前、職員の方も相当通っていると思うんですよ、ゆぎ理美容室の前の空いているところね。あれも、いつまでたっても現状なんだよね。あれだけの広い敷地をなぜ整地して、整地するんだったらお金かからないですよ、あんなもの。砂利取って敷けばいいわけですから。それ一つやらない。

見えないのか、やる気がないのか、その点をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ゆぎ理さんの前の降矢さんと、それから取り壊した舟木さん、あの中には低い側溝が通っております。村民からも、何もなかったから、あれ蓋をして敷地をなら

せば有効活用できるのではないかという意見はいただいております。地域整備課も現場を見ております。あと、上流の呉服屋さんに流れ込む河川の整備もしなくてはなりません。これは私も現場を確認しておりますので、蓋をしてかさ上げをするか、あの敷地を有効に活用するか。村内には、ああいった村が買い取った土地、有効活用できるような土地がありますから。

あと、一番私が心配しているのは、小さい子供が転落して事故してはならないということも考慮しながら今後進めていくように、地域整備課とは現場の状況を見ながら進めているところであります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） まさにそのとおりで、あそこを整地しても、防犯上、防災上、ちょっと危ないところがあるから、それはネット張ったって、そんなにお金かからないと思いますよ。だから、それを早急にやって、あそこせつかく、ああやって雑草を生やしておかないで、村長の植木屋さんというか、そういう家業をやっているわけだから、そういうところに植物でも何でも植えれば、本当に見た目はよくなるんだよね。それが本当の中心地活性化なので、ちょこっとしたことなただけけれども、それが中心地の活性化なんです。大した金かからないんですよ。金はかけようで、ちょこっとやっただけでも活性化につながります。そこに人は集まりますから、きれいなところには人は集まります。ぶん投げておく荒廃したところには、人は、何ぼお金かけたって来ないですよ。ぜひともそこをお願いします。

あと、最後に、私、こういう中山間フォーラムと、これ年に2回広報誌出ています。これは、中山間地のお話合いに来た先生のご意見、あくまでもご意見ですから、村長に答弁は求めないですから、これ読んで、1番目の質問を終わります。

まず、1人の方、井原さんという方です。村長の交代で施策が変更されることは少なくはないが、前任者が決めた施策や住民参加によって進められている施策を大きく変更するには、それなりの手続が必要であり、若干の変更や見直しはあっても、行政の継続性と尊重が求められる。今回の道の駅や村づくり会社の起案は、振興計画や人口ビジョン、総合戦略にも関連し、地域再生計画として国から認定されている。その具体化に向けて、庁内の関係する職員によるプロジェクトチームや住民参加による協議会の下で進められてきた。その事業を中断するのであれば、庁内や協議会、あるいは議会での検証が必要であると考えます。これが井原さんからです。

もう一人ですね、佐藤洋平さん、これは大学の教授ですよ、恐らくね。前村長時代に大きな成果を上げてきた「まめで達人な村づくり」は、村長のリーダーシップの下、村職員が一丸となって取り組んで得られた成果であることを思い起こすと、鮫川村における村づくりの基本姿勢は役場主導型であろうと思う。しかし、今日、職員の世代交代も進み、遺産とも言うべき村づくりに対する役場総力の取組の姿勢も徐々に失われてきているように思う。村づくりにおける役場と住民とのパートナーシップを築くことの重要性を強く感じた。鮫川村の今日の課題である。

もう一人、読ませていただきます。

これは、村田泰夫さんという方、これも来ていると思います。村にある古くからの商店は機能しなくなり、コンビニさえなく、へそのないものになってしまった。3,000人近い村民の豊かな暮らしを支えるには中心市街地が必須であり、それが小さな拠点にもなる。役場の先進的職員による道の駅設置や村づくり会社設立は、時機を得た構想であり、中山間地域フォーラムとしても支援のしがいのある事業であった。村長の交代で頓挫してしまった。残念と言うほかはない。

あくまでもこれ、これに載ったものですから答弁は求めません。

以上で、1点目の質問は終わります。

2点目の質問に入ります。危機管理と住民サービスについてお伺いします。

コロナウイルス感染が広がる中、感染予防とワクチン接種は住民の生命に関わる大きな問題であり、関心も高い。ワクチン接種に当たっての医師不在は重要な問題であり、新規採用した医師が1週間もたたないで辞めることは想像もできない。採用する際の身辺調査、さらに受入体制に不備がなかったのか、お伺いします。

また、ワクチン接種に関しての早い情報の開示・提供、そして、高齢者に気配りのある接種体制づくりも大切であると思うが、体制づくりの現状をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 宗田雅之議員の2つ目のご質問、危機管理と住民サービスにつきましてのご質問にお答えをいたします。

まず、医師不在という状況ではありますが、ただいま1番、関根浩治議員の答弁の冒頭で説明をさせていただいたとおりではありますが、今回の医師採用に当たっては、私が自ら数回の面接を実施したところでもあります。年齢も若く、やる気のある医師の採用を決めたところ

であります、その際、身辺調査は実施しておりませんが、職員募集申込みの際に必要な書類が提出されており、書類上の不備もなく、受入態勢も万全を期しておりましたので、不備はなかったものと考えております。

次に、接種体制づくりについてであります、ワクチン接種に関する情報提供であります、早い情報開示・提供はとても大切であり、議員ご指摘のとおりであります、今般の医師不在の中、医師確保や日程調整を行っている状況で、不確定な計画を村民の皆様に公表することは、かえって混乱を招いてしまいますので、日程等が確実となった段階で、該当する方へのお知らせを実施してきたところでございます。

初めに年齢の高い75歳以上の方を、次いで74歳から65歳までの方の順で、接種を開始したところでございます。高齢者ということもありますので、できるだけ移動せずに接種できるような体制を考えております。

なお、75歳以上の方の接種につきましては、ふるどのクリニックの医師の協力により、5月29日土曜日から開始したところであり、2回目の対象者全員の接種完了が7月31日を予定しております。

さらに、65歳以上の方々の接種体制であります、医師不在の中、当初は75歳以上の方が終わった後に計画しておりましたが、福島県のワクチン接種チームより紹介された郡山市在住の医師のご協力で、週3回の接種ができる運びとなりました。1回目の接種を6月の中旬から開始し、7月下旬の完了を目標に接種体制を整えているところでありますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で、宗田議員の2つ目の質問に代えさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 医師の採用は、私もこういう医師不足の中での採用であったので、身辺調査とか何かはある程度、希望してくだされば、来てくれる人があればいいという思いでやったのは確かに私も分かりますし、それはごもっともだと思っております。

ただ、やっぱりこういうコロナワクチン接種の大事な時期ですから、どういう方でも受け入れるには、きちっと今後調べて、体制づくりやっていただきたい。もしその先生が受けられなかったら、前任の先生に、村長、頼んでおいたというお話、当然あったわけだから、その先生で対応できたんだよね。だから、やっぱりそういう新規に入れる場合、これからはよく議会にも相談していただいて、採用に至っていただきたい。お願いしておきます。

まず、関根浩治議員さんの質問とダブるんですけども、要は開示だよね。私も住民課長

に2回ほど電話しました。これは、何で電話したかという、住民がすごいんですよ。私は商売やっているから、毎日お客様に言われる、鮫川村は何やっているんだと。こればかりの人数で、医者がないからできないという問題じゃないと。今、テレビでも何でもやっている。要望すればどんどん協力する。国も大まかに会場を広げて、どんどん進めているんですよ。そういう情報を毎日住民が耳にすれば、騒ぐの当たり前ですよ。これだけの3,000人にも満たない村で7月いっぱいかかるなんていうのは、私は想像もできない。

これひとつ、住民課長もよく聞いておいてほしいんだけど、ワクチン接種の事前調査に感謝ということで、これ南相馬市、全国版でも載っていますよね、新聞にも載った。村長も見たと思いますけれども、テレビでもやっています。

南相馬市では2月にアンケートがあった。接種希望の有無、市内や避難先の接種希望場所、会場まで自力で行けるかどうか、巡回バスの利用希望などに回答し投函した。市内を11区画に分けて、各50人に接種日と受付時間を指定した接種券を順次発送するので待つようにとの予定表が、5月1日の市政日より一緒に配布された。ワクチン接種について聞いてくる子供たちにこうしたやり方を説明すると、予約するのに苦労している高齢者にとって、いい方法だと評価した。他県に住む友達も、いいやり方だと言ってくれた。この方法を考えた関係者の協力に感謝し、接種日まで体調に注意しながら備えたい。

こういう、これ全国版のテレビでもやったんだよね。こういう接し方って、これも一つの情報開示なんだよね。こういうことをやることによって、住民は安心するんですよ。今言った、医者がないから遅れるとか、できないとか、そういう話じゃないんですよ。いかに情報を開示して、こういう時期に、予定ですでも構わないです、6月15日から65歳が打てる予定です。これは確保できないか分からないけれども、予定はこういう方向でいますという情報開示、これが一番大事なんですよ。住民に安心感を与えるんですよ。

あと一つ、私は危機管理で聞きたいんだけど、ワクチン接種に当たって、大樂先生、これも村長は、私にも何回か聞きましたけれども、協力したいと、そういうご意見がありました。私、個人にも、たまたま家にまで来ました、彼が。そうしたら、私は村にお世話になっているんだと。そのために、ぜひとも今回協力したい。それで、打ち手ばかりいて、私、役場の答弁と話を聞いていて、先生、こういうわけなんだと。打ち手ばかりいたって、スタッフがそろわないんだと、だから駄目なんですと、私は先生にお伺いしました。そうしたら、先生は、いや、私だけで駄目ならば、私の家内も看護師だから、連れてきて応援しますよと、そういう思いの先生なんですよ。

もう一つ、この先生は、当時は学区外、学校試験、安積高校を卒業しているんですけども、今は学区内外は撤廃されたと思いますけれども、学区外から、野球を小・中学校でやっていて、そして安積高校を受けて、合格してお医者さんになった方ですよ。スポーツマンでもあって、私が接した感じでは、本当に心の優しいお医者さんですよ。こういう先生を断るといのは私は全然理解できない。そういう善意を無視する。無視しているのか、スタッフがそろえる努力がないのか、頭がないのか。

何ぼでも今、潜在看護師というのは全国的にやっていますよ。潜在看護師は村だっていっぱいいますよ。私が考えただけで、鮫川村の役場の中にもいますよ。鮫川役場じゃない、ひだまりにいるじゃないですか、看護師上がりの方。そういう方がいて、何でやらないのか。そこを答弁してください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 村民の方々から様々な情報提供をいただきました。主治医の方が、この曜日ならば休診日なので、ご協力したいという申入れもありましたし、あと、議員の皆様方からも何件も情報をいただきました。友人の医師からも、週に1日であればご協力願いたいということをしていただきました。

大楽前村長の息子さんの情報も、担当課長、それから事務長からも詳細をお聞きいたしました。非常にありがたいことでもあります。本村を心配していただきながら、無医村であるコロナワクチン、多分困窮しているだろうというその心配の中で、お声かけをいただいたということで、皆様方には、前村長の息子さんの件につきましては、すぐに私、お電話をいたしました。前村長の奥様ですね、本当にこういう情報ありがとうございますと。

今、土曜日の接種ということで、お隣のふるどのクリニックの先生の計画を今立てておまして、看護師の配置とか、全てワンチームということではありますが、進めておりますから、今後また、もし医師不足とか、そういったときになりましたら、ご協力いただけませんかということでお電話しました。その後また、大楽村長にも、週に3日の先生が決まった時点でお電話申し上げました。こういうことで週に3回の支援をいただくことになりました、本当にありがとうございます。

私は、議員がただすように、無為に断っているわけではないんです。断るといいう言い方は、言い方がちょっと語弊がありますが、御礼を申し上げております。いずれその先生方にも、ご協力をいただかなくてはならない時期が来るかもしれませんから、ですから、近隣町村のご協力いただけるという先生方にも、まずは紹介していただいた方にお伝えしたいと

いう連絡を差し上げるとともに、その先生にお会いしたときには、きちんと御礼を申し上げたいなと思っております。

それとあと、コロナワクチン接種、今度12日もありますから、どうか会場の状況を見ていただけないでしょうか。どのような流れで村民の方々が、1時から始まるんですが、早い人は12時過ぎから、直接来る方はおいでになられるんですが、受付の状況と、それから村民の方が流れていって、ホールの中で15人ずつ分けて、先生が移動して村民の方々が動かないように、なるだけ1時間40人接種したいということで、今160人を接種、スムーズに流れるようになりましたからね。その状況を鑑みると、やはり先生1人に看護師さん3人ついて、さらには受付、それから検温とか様々な受付をして、あと村民を案内しなくてはならない係がいたりして、10人以上のチームでワンチームをつくっておりますから、その状態もまた見ていただきながらも、村民の方々に議員さんからもお声かけなんかいただくと、ありがたいなと思われるかもしれません。

今度、6月14日から65歳以上の方々も始まりますが、今まで本当に情報提供していただいた方と、それから、これからもお世話になるかもしれません医師の方々皆さんには、丁重に御礼を申し上げていきたいと思っております。

私は、そういった皆様方の情報提供に感謝をしておりますから、無医村、これから回避するためにも、様々な情報をこれからもいただかなくてはなりませんので、今後ご理解いただきながらも、医療現場の状況も、ワクチン接種の状況もご確認いただければありがたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） いずれはお世話になるというんだけれども、今が住民の命がかかって、一日も早くワクチン接種を国で接種してくださいと言っているときでしょう。今が一番お世話になるときだと私は思います。

あとは、10人体制と言いますけれども、はっきり言って、場所が保健センターでできないならば、体育館だって、村のトレーニングセンターだって、場所は何ぼでもあるんじゃないですか、やる気になれば。あそこなら、2組なんて簡単にできますよ。そして、土曜日、日曜日、彼は土曜日、日曜日でも構わないと私には言いました。これはこれからでも応援しますよと。

土曜日、日曜日、しょせん横断的に、何も住民課ばかりじゃなくたっていいじゃないですか。こういう住民の危機が、感染が広がったら危機的な状況ですよ、これ。まだ鮫川はいな

いから、こういうふうにゆっくりしてられるんだか何だか、私は分からないけれども。こういうワクチン接種というのは、国が言うように、一日も早い対応が必要なんです。そのために、役場職員の方は大変だろうけれども、横断的に土・日率先して協力するのも、これがこういう小さい行政のいいところじゃないですか。そういう考えはないんですか、お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 現在のところ、土曜日と週3日のワクチンということで計画を持っておりますから、土・日接種するという、日曜日という考えはありません。

今後また、64歳以下の16歳までの方々に申込みをしながらも、約10月末をもてば、何とか全員終了できるという見込みもありますけれども、週に3回来ていただける先生、この先生の都合は、増える可能性もありますが、しかしながら、予約をしなくてはならないんですね。1日予約をすると、3週間後に日にちを設定しなくてはならないということで、途中から増やすということは考えておりませんが、今のところ、計画が確立できたものですから、週に4日の接種で全国並みに、秋には全ての対象者の方が終了できるという見込みになっておりますので、週に4日体制で、これからも続けていきたいなと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 教育長、キャリア教育は村って、あと、ふるさと教育もうたっていますね。これ、こういう村から出てお医者さんになって、一生懸命協力してやっている方、これは山形にいる先生で大楽先生。この方が、一生懸命協力する、やってやりたい、こういう姿を見せるのも、子供たちに希望を与えることだと思うんですよ、今、小学生、中学生の子供らに。小学校、中学校で一生懸命頑張って努力してやれば、お医者さんになって、この全世界的に広がったワクチン接種、コロナワクチンに協力できる。これは村のOBとして、子供たちだって本当の誉れだと思うんですよ。そういう背中を見せるのもキャリア教育でしょう。

だから、そういうことなんだよね、私が言っている、それもあるんですよ。そういうのが本当に大事なんですよ。だから、私は頼んで、子供たちに姿を見せてくださいと言っているわけですよ。どうですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） そういった、地域で頑張って、なりわいを見極めた方の話を子供たちに聞かせる、当然実践でも学ばせる、これはまさにふるさとキャリア教育の一環であります

から、多方面にわたってそういう、私は、今議員おっしゃる先生にお会いしたことはありませんが、かなり苦勞されて博士号を取られた先生だと思いますけれども、そういった方々、せっかくお声かけをいただいて、本村のために汗を流したいということであれば、ぜひお会いして、子供たちの前で、またワクチン接種の御礼も含めまして、面接をしていきたいと。

そしてまた、今足りないのが、地域医療を考える先生が少ないんですよ。ふるどのの先生は、ご兄弟2人でお医者さんなんです、猪苗代出身で、幼少のときに病院に行けなくなって、お兄さんを亡くしているんですね。そういった苦い経験から、小さいときの僕は地域医療に携わるということで、自治医大を受けまして、また弟さんも地域医療に携わるということで、そのような地域医療専門ということで、自分の目標を持って古殿町に赴任されて、もう20年以上たちます。子供さん3人いますけれども、子供さん3人もお医者さんで、医師を目指して今、大学生と卒業されております。

やはりそういった方々を増やすためにも、今議員提案のように、地域医療に関心のある、そしてまた、医療とか、特に福祉関係、看護師さんもそうですよ。看護師さんも、どうしても募集しても、なかなか集まらない状況ではありますが、保健師さん。こういった方々の、子供たちの教育のためにも、そういった生の話、実践の話を聞かせていただけるように、ふるさと教育でもこれからメニューづくりに、また、村出身の方々のそういった誉れですね、そういったものも感謝をしながら、子供たちに伝えていくような教育を目指していきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ぜひとも、再度相談していただいて、使ったらいいでしょう。本人が来て、接種することによって、わざわざ手を挙げて来ているわけだから、これ、分からないですけども、村の地域医療に将来的に協力するというつながりもできるんですよ、お願いしていれば。本人が、わざわざ山形から奥様連れてきて、接種してもいいと言っているんだからね。

だから、そういう方をやっぱり使うことによって、将来につながると思いますので、ぜひともそこを検討していただくことをお願いしまして、2点目の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） 若干早いですが、これで午前中の部は終了させていただきます。

午後は13時から開会いたします。

（午前11時47分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

3番、遠藤貴人君。

〔3番 遠藤貴人君 登壇〕

○3番（遠藤貴人君） 休憩を挟みまして、午後からの一般質問1発目ということで、気を取り直してまいりたいといったところですが、私の質問の性質上、前2問と非常に重複する部分も多くて、非常にお手間を取らせるかと思えますけれども、議会運営委員会のほうで、一般質問に値するというような判断とご配慮のほうを頂戴しましたので、議場の皆さんに飽きがないように、また違った角度から、この質問をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞお付き合いのほどいただければ幸いです。

それでは、コロナワクチン接種体制について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策の流れを変えると待望されてきたワクチン接種が本格化し始めました。本村でも、先月29日から接種が始まっているところであります。イギリスのように、接種開始後は新規感染者が大幅に減少し、経済活動の再開に向かう国もあります。村では、国保診療所に常駐していた医師が3月31日付で退職、現在は後任がいないため、緊急措置として古殿町の開業医が診療に当たっております。

当初の計画で予定していたワクチン接種は、平日2日間と土曜日半日の週2.5日間、最大180人の接種計画でありましたが、その後、接種計画はどのように変更されているのか。

また、国では、1日100万回の接種を目標とし、7月末を念頭に、希望する全ての高齢者に2回の接種を終わらせるよう自治体をサポートしていくと述べられております。

村内在住の65歳以上は、およそ1,300人。7月下旬までに65歳以上の高齢者接種を完了させるためのワクチン供給は、どのように見通されているのかお尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 3番、遠藤貴人議員の1つ目の質問、コロナワクチン接種体制につきましてお答え申し上げたいと思います。

まず、当初の計画で予定おりましたワクチン接種であります。平日の午後2時間の接種で60人の2日間と土曜日の2時間の60人を合わせて180人の実施計画をしておりましたが、ふるどのクリニックの医師の協力を得て、5月29日から接種を開始したところであります。

この接種計画であります。現在は土曜日のみ4時間接種で160人への接種で、75歳以上の接種を7月31日までに完了する見込みであります。さらに、福島県のワクチン接種チームより紹介された郡山市在住の医師の協力によって、65歳以上の高齢者への接種を平日3日間それぞれ3時間実施し、1日当たり90人の予定で8日間実施することで、65歳以上の該当者も全て7月下旬の接種完了を見込んでおります。

また、ワクチン供給の見通しであります。現在村で確保しておりますワクチンの数量であります。585アンプルを保有しており、人数にして2,925人分のワクチンを確保しております。仮に65歳以上の対象者1,300人全員の方に2回接種したとしても、十分対応できると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

以上で、3番、遠藤貴人議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

○3番（遠藤貴人君） 私、前回3月の定例会の再質問の中で、ワクチン接種に携わる人たちが積極的にワクチンを接種するということは、やはり高齢者に対するメッセージになるんじゃないんですかというような再質問をさせていただいたときに、村長の答弁としまして、それは最終的には個人の判断によるものですよと。決してこれは、何か義務化をするものでもないし、それは最終的には、メリット・デメリットを勘案して本人が決めてくださいというような趣旨の答弁をいただいたかというふうに思うんですけれども、私も、あれから3か月たちまして、これまでそういった、いろいろな流れを見聞きしたり、情報を集めていく中で、私自身も今現在は、全く村長のおっしゃっていたことが的を射ていたなというふうなことを実感している次第であります。ですから、前回の私の発言と今回で違っているところもあるかと思っておりますけれども、それは私自身の考え方の変化だというふうにお取りいただければというふうに感じております。

そういった中で、これからワクチン、今週もありますという話も先ほど来ありました。ほとんどの方が、もちろん希望しているというふうなお話は伺っていますけれども、そんな中にもあっても、やはりワクチン接種を希望しない人もいらっしゃるわけでありまして。これは今、急ピッチでワクチンパスポートなどというものも、今年の夏の旅行に向けて、特に海外旅行だと思っておりますけれども、そういったところに向けて、そういったシステムを構築されてい

るというような話ではありますが、ワクチンパスポートというものにも、もちろんメリットはあるかと思いますが、これはやっぱり村内に置き換えても、ワクチンを打った人と打たない人の中に差別やそういったものが生まれてしまっただけでは、これは決してならないというふうに思っております。

じゃ、そこに対して、自治体として何かしていけるのかということをお尋ねされても、私もひらっと、これでしょうというものは正直ありません。ただ、こういったことに対して、やはり村民全員に、そういったことはなくしていこうというような、そういった共通認識というものは、私自身は、それぞれの村民一人一人に求められるものだなというふうに感じておりますが、村長自身のお考えはどのようでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 本村の、今のところ、75歳以上の方々がいよいよ終盤に差しかかるわけですけども、約8割以上の方々が希望されているようでありますし、他自治体から比較しますと、非常に高い接種率と言われるかもしれません。

ただいまご質問にあった、ワクチンを受けるか受けないかは当然個人の判断でもあるし、また、疾患を持っている方々は、主治医の判断というのも当然おありであるかと思いますが、全国的に、ワクチンを打たない運動をしている団体もあるんですね。ワクチンを打たないようにしましょうということを掲げられている人たちがいらっしゃるんですね。ですから、ワクチンそのものに対する不信感、不信感といいますかね、副作用の問題とか、様々な情報を今、全て入手できる時代でありますから、そういったところを該当者は判断して、自分で希望するか否かというところではありますが、再質問にあった打った人と打たない人というのは、どうしても個人情報ですから、行政側としても、どなたかが打った、どなたが打たないというのは、当然これ、情報開示はできないものでありますし、そういった方々が偏見とか差別を受けるようではならないと思いますし、また先般、コロナ感染で誹謗中傷、非常に他町村にありました。

本村においても、感染者は1名ありましたけれども、そういった問題とか誹謗中傷とかという問題は、今のところなかったようではありますが、今後また、打った人、打たない人の差別、そういったものはあってはならないことでもありますし、ましてこれから、絶対感染者が出ないとも限りません。そういったものにも注視しながら、その都度、行政としても注視をしながら、気をつけて村民の動向を見守りたいなと思っておりますし、もう一つは、ワクチンを打ったから全て感染しないということも言い切れないんだそうですね。安心はするでし

ようけれども、2回接種すれば当然、接種した方は、安心して元の生活に戻れるという開放感もあるかもしれませんが、やはりワクチン、イコール、全く感染しないということは言い切れないという学者もおりますから、その辺はやっぱり個人の判断にお任せするとともに、行政とすれば最大の、国の方針もありますから、住民の方々が安心できるような方策を講じていくつもりでおります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

○3番（遠藤貴人君） ワクチン接種というものの、法定受託事務として基礎自治体に半ば強制的に押しつけられてしまったワクチン接種業務、これを遂行せざるを得ない。こういった立場にある首長、それから職員の方々においては、複雑な気持ちで執行に当たっておられる方も少なくないというふうに察するところであります。これはもちろん、全国的にの話ですね。

1年以上続けられてきた、効果に非常に疑問が残るコロナウイルス感染症対策について、また、長期的な安全性が担保されていないコロナワクチンについて、漠然とした疑問を抱いている方、そして、確信的な疑念を抱いていらっしゃる方も少なくありません。

もちろん、今回のワクチンがコロナ打開の決め手だという認識を持ち、効率的かつ円滑な接種体制の構築に向けて取り組むことが肝要だと考えている方を否定する考えは全くありません。現在、高齢者世代を優先順位として接種が進められていますが、今村長がまさにおっしゃられたとおり、感染すると必ず重症化するだとか、ワクチンを接種すれば感染しないという大きな勘違いをされている方たちもいらっしゃると思います。報道と各種発信がメディアを埋め尽くす状態であり、ワクチン接種のデメリットの情報は十分に伝えられることがないまま接種事業が進められていることは、大いに問題があるというふうにも感じております。

ここからなんですけれども、さらに、ワクチンが余ったから年端のいかぬ若者に接種を開始する。ワクチン接種に伴う長期的なリスクが真に担保されているとは言えないといった発言を先ほどしましたけれども、そういった中で、そうした動きが広がりつつあります。多くの子供たちは、たとえ接種したくなかったとしても、断れないような状況に陥ってしまうのではないかとこのようなことも考えております。

現在使用されているファイザー製ワクチンは、メッセンジャーRNAワクチンです。はしかでの生ワクチンやインフルエンザでの不活化ワクチンとは系統を異なるものとするものです。

若年世代は、感染しても軽症で回復しているのがほとんどであり、ワクチンを接種する必

要はないんじゃないかなと言っても構わないんじゃないかなというような考えが、今現在の考えであります。重症化するの、免疫力が低下している高齢世代や基礎疾患のある方、生活習慣病を抱えている、ごく一部の現役世代に限られていることが分かってきました。そのような中で、感染率自体も非常に低い年端もいかぬ未来を担う若者に接種するような流れに強い危機感を現在は覚えております。

その点に関して、まだまだ分からない部分も非常に多いかとは思いますが、今現在、村長が思うことがあれば、ご答弁いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 青少年へのワクチン接種ということで、12歳以上に接種をするというそのような自治体とか情報が流れておりますが、本村の場合には、今後、国の決めた基準、16歳以上ということで進めていきたいなと思っております。

ただ、先ほども申しましたように、ワクチンを打って、どのような副作用が起きるのか否かというのは個人によって様々でありますし、まして、変異ウイルスが若い人にかかると、このような情報も流れておる中で、本村とすれば、16歳以下の青少年にワクチン接種をするという計画は今のところありません。

これから64歳以下の方々の希望を取るわけですが、その中でも、様々な情報を得ていただいて、それであと、村側とすれば、国の方針に従って、ワクチン接種の意義ですね、これが利くとか、これが利かないということは、住民のほうには周知ができる状況ではありませんので、やはり個人の判断になるかと思っております。

さらには、どこの自治体も、今、ワクチン接種は初めての試みでありまして、通常業務のほかに、ワクチン接種の経費費用は国から来るとはいえど、必要以上の事務と処理に大変な手を染めているわけです。

先ほど宗田議員のほうからも、南相馬市、特に相馬市も非常に早いんですよ。どんどんと、立谷相馬市長さんはお医者さんですから、非常に段取りよくて、もう終わったというぐらいの話でありますから、非常に早く終了している自治体と、本村のように医師不足に悩みながらも、試行錯誤のお医者さんの協力を得て、やっと追いついていける小さな自治体もありますし、また逆に、大都市の都市部は、該当者が非常に、数十万人という中で、数百万人という中で接種しなくちゃならないということで、大変な思いを職員にもさせております。

なぜ私は早くできないんだと、役場に来てお叱りをいただく方も数名いらっしゃいますし、そのたびに職員は丁寧な説明を繰り返すわけですが、窓口の職員、また住民課長ほか、担当

職員には大変申し訳なく思っておりますが、これもみんな、やはり住民の方々の希望する方々への安心を確保するための試行錯誤の策でございます。ワクチン接種の青少年とか低年齢化というのは、今のところまだ考えておりません。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

○3番（遠藤貴人君） 先日、鮫川小学校で運動会が行われました。こういった時代ですので、我々議員は参加することはなかったんですけども、親御さんですとか、そういった方たちが撮られた写真をちょっと拝見することがありまして、そこで一つ気づいたことがありましたので、校長先生のほうにお伺いしました。

それはどういった点かという、マスクをしている児童さんが写っているときと、マスクをしていない児童さんが写っている写真と2通りあったわけです。これ、どういったことなのかと思ひまして、校長先生のほうに尋ねたところ、開会式などのそういった式ではマスクをつけましたと。競技というか運動ですね、そういったプログラムに組み込まれているものに関しては、マスクを外して運動会を実施しましたというようなことをおっしゃっていました。

私はそこで、非常にこの判断は、難しいながらも、学校の校長先生、非常に立派なご判断をしたなというふうなことを感じました。それはなぜなら、皆さんもご承知だと思うんですけども、先日、今年の2月に、マスクをしたまま長距離走を走って、そして、そのまま亡くなってしまった児童さんがいるというような、本当に痛ましい事故が発生したというような報道がありました。

給食のとき、どうしていますかということを重ねて校長先生に尋ねたところ、今現在は、マスクをして配膳をして、そして、皆さん同じ方向を向いて、向き合うことはしませんと。同じ方向を向いて、食べるときは当然マスクを外して、そして、かつ、おしゃべりはしていませんというような答えでありました。

私は、非常にもちろん難しいという判断を求められるということは理解はしていますけれども、外で運動したり、それから、課外授業ということで外に出て、何かそういったもの、実習・研修なんかをするときに、屋外でのマスクの有効性とか効果というものは、これは全くありませんよ言っている科学者とか学者、医者の方先生も一定数いる中で、その判断を担任の先生がするというのは、これは非常にやっぱりハードルが高いだろうなど。かといって、学校の校長先生、判断できますかと。もし万が一、数千分の1、数万分の1で、万が一そこ

で何か、感染とかそういったことが起きてしまったときに、これじゃ責任ということにもなりますから、そういった中で、もちろん文部科学省のガイドラインの中でこれはやられているということは、私も十分承知はしておりますけれども、先日マスクの持久走の事件があったときに、スポーツ庁は、運動するときはマスクをしてもしなくても構いませんよということを書いていましたというような答弁というか、そういった回答だったわけです。ですけれども、現場で皆さんマスクしているときに1人だけ、してもしなくてもいいですよと言われて、外せますかというところが非常に疑問でありまして、今、担任の先生と校長先生の話しましたけれども、鮫川村に限っては、文部科学省のガイドラインがあるのは分かりますけれども、じゃ教育長、それから村長も、どういった責任の下で、どういった判断をしていくのかというふうなのが、非常に僕は、ここはやっぱり大事なところじゃないかなというふうに思っています、なぜなら、私も含めた大人の無責任によって、子供がやっぱり困ってしまっているというか、非常に弊害を受けているのは、実際に子供たちなんだろうというふうには、子供たちにやっぱりマスクさせて運動させるというのは非常にかわいそうですし、外でやっぱりやっているときにマスクしている姿を見ると、どうなのかなというようにも日々感じている次第であります。

ですから、そういったところにも、何度も言いますが、難しいながらも、これはやっぱり現場で一番最良の選択とか判断ができるように、我々もそういったところを注視していくということは、非常に大切じゃないかなというように感じました。

これにて1問目の質問は終了とさせていただきますけれども、引き続き、この状況はもう少ししばらく続いていくでしょうから、皆さんでいい知恵出しながら考えていきたいというふうな次第でございます。

それでは、2問目のほうに入らせていただきます。

この質問も、設置主体は東白川地方町村会であるにもかかわらず、私も、定例会でこの質問をするのはいかがかなという思いもあったんですけども、執行者側のほうにご答弁していただけるということでありましたので、その点に関しまして非常に感謝を申し上げます。

それでは、2点目の東白川地方地域外来・検査センターについて質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止と適切な医療体制を確保するため、一般外来と発熱症状のある患者を区別して診療する東白川地方地域外来・検査センターが、東白川地方町村会を設置主体とし、郡医師会、埴厚生病院が運営協力団体となって開始されております。診療対象者は東白川郡内に居住する者、受診方法は、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合、

かかりつけ医または受診・相談センターの紹介があるとされておりますが、1月13日の設置以降で、運用実績はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 3番、遠藤貴人議員の2つ目のご質問、東白川地方地域外来・検査センターにつきましてのご質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止と適切な医療体制を確保するために、一般外来と発熱症状のある患者を区別して診察する東白川地方地域外来・検査センターが、東白川地方町村会を設置団体として、福島県の委託を受け、令和3年1月13日に設置されましたが、現在までの運用実績としましては、4件の実績があったことは設置主体より聞いております。

東白川郡内の状況を見ますと、幸いにもコロナの発生も少ない状況にあり、かかりつけ医からの予約の連絡が地域外来・検査センターへ入っていない状況にありますが、福島県でも独自の緊急事態宣言を発令するなど、地域によってはコロナの発生も非常に多い地域もございます。もし東白川地方にも感染が蔓延した場合には、地域外来・検査センターの役割は大きなものがあると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で、3番、遠藤貴人議員の2件目の質問に対する答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

○3番（遠藤貴人君） 今、4件ということでありましたけれども、その4件は、いずれも陰性だったというようなことでよろしかったでしょうか。もしお分かりになれば、ご答弁いただければと。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） この4件の陰性・陽性は、ちょっと今状況を把握しておりませんが、担当課長、答弁できますか。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

○3番（遠藤貴人君） 先ほど申しましたように、これは町村会でやられていることですので、お分かりになればと思って、ちょっと聞かせていただいたんですけども、手元に資料がなければ結構でございますので。

東白川郡内で、幸いにも集団感染とか、そういったことが起きていない状況でありまして、こちらの検査センターは、今答弁があったように4件だけというのは、これは非常に、考えようによっては幸いというか、非常に喜ばしいことであるかと思えます。

ワクチン接種がどんどんと行われてきている中で、これからいろんな状況の変化もあるかと思うんですけれども、せっかく町村会で検査センターを設置したわけですから、ぜひ有効に、使えるときには使っていただいて、それから、当然、いつまでこれを設置しておくのかというような、こちらに、月・水・金ではありますけれども、医師と看護師の方が、その日は常駐しているというようなお話も聞いておりますので、そういったことも含めて、今、塙厚生病院のお医者さん、非常に足りないといったようなお話もありますし、こちらの最後の部分というか、出口の部分も並行して、いろいろと考えていく必要が、町村会の定期的にお集まりがあるでしょうから、そういった中でも議題に上がってくれば幸いかなということを感じております。

以上をもちまして、今回の6月定例会での私からの一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 今日最後の一般質問者となりますが、3点について、村長に答弁を求めたいと思います。

まず、1点目の災害復旧進捗状況について。

これは、甚大な被害を受けた本村の災害復旧事業、度重なる工期延長により、ほとんどの工事が完成されたと思いますが、その進捗状況についてをお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の1つ目のご質問に対しましてお答えをいたします。

議員おただしのとおり、令和元年東日本台風（台風19号）による記録的な豪雨により、本村においても甚大な被害が発生いたしました。その復旧工事につきまして、現在も完成に至らない箇所があります。村民の皆様には大変ご不便をおかけしておりますことに、大変申し訳なく感じております。

さきの定例会でも答弁したとおりであります。本村の災害規模は、公共土木施設災害が27か所、決定額が約3億9,400万円、農地等施設災害が74か所、決定額が約2億600万円とな

っております。台風等の降雨災害で受けた査定箇所数は過去最大級となっております。また、県内各地域で災害復旧工事が集中的に発注されたことで、間知ブロックや生コンクリート等の各種建材・資材の確保が困難となったほか、各業者とも手持ち工事が過剰な状態になったことが、工事の長期化の大きな要因となっております。

復旧工事の入札と発注状況につきましては、本年3月5日に、公共土木災害復旧工事の残り3件、河川3か所、農地等施設災害復旧工事の残り3件の入札を執行、同日付で契約を締結して、公共土木災害復旧工事27件、農地等施設災害復旧工事43件、全ての発注が完了したところでもあります。このうち、公共土木災害復旧工事7件、農地等施設災害復旧工事11件が令和3年度に繰越しとなり、現在、早期復旧に向けて全力で取り組んでいるところでもあります。

さて、ご質問の工事の進捗状況についてお答えをいたします。

まず、公共土木災害復旧工事ですが、令和3年度に繰り越した7件の工事のうち1件が竣工、4件が着手済み、残りの2件が未着手で、竣工率は77.8%となっております。着手済み・未着手の工事につきましては工期内、6月30日1件、7月30日2件、12月25日1件、12月28日2件の完了を目指し、各業者とも急ピッチで作業に当たっているところでもあります。

次に、農地等災害復旧工事につきましては、令和3年度に繰り越した11件のうち4件が5月中に竣工、竣工率は83.7%となっております。そのほか1件が6月中に竣工予定、残り6件につきましては秋頃から工事を開始する予定で、それぞれ工期内、11月25日1件、11月30日1件、12月24日2件、3月31日2件の完了を目指しております。

村としましても、工事の安全管理に配慮しながら、施工計画を基に、現場担当者との工程管理を密にして、早期完成に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、前田武久議員の1点目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 台風19号、令和元年災ですね、あと4か月で3年目になるわけですね。それで、これは当時から何回か、災害関係に対して、村長に一般質問等で答弁いただいたと。当初は、元年災で、2年3月の年度内には、これは当然無理な話で、次の2年度の11月から12月にかけては完了させるというような答弁をいただいております。しかしながら、今村長が申しましたように、工事の数量の膨大さ、それから資材不足とかなんかの関係でもって、工期が再々延長されてきて、当然業者も工事の膨大さから、作業の遅れ、それから延期・延長等についてはやむを得ないということで、私どもも認めてまいったわけでございます。

しかしながら、中には工事業者により、村内で、交通面あるいは農地の作付、それから交通状況について、かなり不便を来してきておる箇所があったということは、村長自ら承知のことと思います。そういった中で、業者によっては、良心的に工期を守って工事を完成させたというような業者もありますし、中には自分の器量以上の仕事を確保して、村内の事業確保以外にもよその事業を取得して、工事に間に合わないというような業者も見られた。

そういった中でもって、現在、今も答弁されましたけれども、まだ未着工の箇所がある。未着工の部分は私も、ある程度掌握しておりますけれども、その状況を見ますと、災害当時に現場に丁張りをして、それを二、三回繰り返して丁張りを撤去して、また未着工の状態に戻しておるといような箇所が現在も二、三か所見られると。そういう状況を村当局として、見過ごしてきたような気がしてならないというふうに感じております。

これは住民からの苦情もありまして、度々現場等も把握してまいりましたけれども、やはりそれらの状況は、これはやっぱり普通ならば、工期の遅れの言い訳にはならないというふうに見てまいったわけですが、そのようなことを村として確認されてきたのか、また、どのような指導をされてきたのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） おただしのとおりでございます。台風19号は、一昨年の平成元年の10月でありますから、それから工事発注の様々な手続を経て、やっと発注と、翌年の2月、3月、年度明けてまで発注を繰り返してきたわけですが、発注件数が非常に多いと。その間、特に作付に間に合わないという村民の様々なご要望もありましたし、特に農地災害は、作付に間に合うように竣工してもらわなくてはならないということもありましたが、各地、各地で未着工の部分が多々出てきておりました。

議員皆様のご承認いただきながらも、繰越工事としてお認めいただきましたが、さらに工期の延長ということで変更をせざるを得ない状況であります。まず、業者さんには文書で警告を何度かしております。それとまた、地権者の方々が、地権者といいますか、農地災害の地権者の方々が作付に間に合わない、あと工事の進行状態が悪いということで、口頭で手直し指導、現場に確認も行きました、そのような現場もあったわけでありまして。

今後また、工期延長はしても、私がいつも言うように、まずは安全管理、それから工程管理、工期延長したら工期を守ると。それで、一番は品質管理なんです。いい仕事で引き渡さない限りは、仕事は3つの管理をきちんとしないと引渡しになりません。ですから、そのところも厳しく検査をしながら、工事の進捗状況と、それから安全管理、さらには品質管

理ですね、いい品質で引き渡さなくてはならないという指導は、係のほうで厳しく指導させていただいております。

まだ未着工のところは数件あるというところで、最大工期延長で12月25日という現場が3件ほどありますので、早急に約束どおりできるように、今度は指導してまいりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） その3件の未着工分ですね、これは明らかに元年災の事業でしょう。

それで、最初の入札、発注はいつされたんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長、舟木正博君。

○地域整備課長（舟木正博君） 地域整備課長の舟木です。

ただいまご質問の未着工の部分につきましては、令和元年度入札でありまして、土木災につきましては2件が未着手となっております。

それで、入札年月日が令和2年3月5日でございました。それで、令和2年度に繰越しになりまして、令和3年3月31日工期となっておりますが、それで完了せずに、令和3年度に繰越しとなっております。

次に、農地災でございますが、まるっきり未着手というところはございません。丁張り検査のみ完了という部分があったり、あとは、秋の稲刈り後に工事を開始するというところが3件ほどございます。実際に工事箇所については、田んぼそのものではなくて、水路とかそういう施設の工事なので、現在作付はしている状態で、稲刈り終了後に工事を開始するということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） その未着工、これ公共災害でしょう。国・県の仕事でしょう、これ。

これを2回も3回も延期し、そして今課長が、農地に関係ないところで、水路とか河川に係る場所と言うけれども、実際、ちょっと場所を言いますけれども、広畑の湯の田、中沢入口の河川改修ですね。あれは農地を利用しなければできない場所ですね。あれももう3年前からの未着工部分だね。そうすると、農地を所有している人は作付できない状態にあるんですよ、今。分かるでしょう。だから、ちょっと今の答弁にはそぐわないよね。

農地には関係ない、秋の収穫後に着工するというけれども、あそこ、田んぼは全然作付し

ていないですよ。それが、私が見ている限りでは、あそこに重機を3回くらい入替えているんですよ。今は取付け道を造って鉄板を敷いて、そして、重機1台もない、丁張りも撤去していないですよ。その工期は12月ですね。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今、議員おただしの現場、私も何度も見ております。河川敷で、随分早く丁張りがかかって、仮作業道を入れて、多分これ、河川関係で県の発注だと思いますね。

県の土木のほうと調整会議の中でも、本村が発注している工事は本村の発注工事でも、とにかく遅れているということと、あと県の調整会議の中でも、県が発注する中での工事の緩和をしていただきながらも、村の工事を優先的に進捗できるように、そんな緩和措置をお願いできないかというのは、調整会議でお願いしておきました。

今おただしの湯の田の中沢の入口は、公共土木の河川復旧も併せた農地が関わっていますね。あれは県工事だと思いますので、あの工期はどのぐらいまで延長しているのか、ちょっと土木事務所の管轄になるのかどうかなんですが、県南建設事務所ですか。そういった、皆様が普通通行している中でも、明らかに工期が遅れていると分かる現場はあります。それは、私も今朝も西山方面をぐるっと一周してきましたけれども、やっと着工というところで、地元の方に本当おわびしながら、やっと着工できましたということで話をしてきましたが、本当に迷惑をかけておりながらも、今ご指摘のように、今年田んぼ、あその状態では田んぼ作れませんから、そのようにご迷惑をかけることないように、業者にはまた指導していきたいなと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 今村長が言われた道路ですね、道路と河川一体になっているけれども、落合ね。落合は、まだ未着工状態だね。何か仮設の作業はしたみたいだというような話は聞いていますけれども、重機も何もない、全然着工もしていない。それで、あれも明らかに3年前から、入札終わっているわけですね。そういう状況のものが、公共事業ですね。そういうでたらめな工期延長というのは認められるのかい。国・県の補助金をもらってやる事業に、そういう工期の延長3回も繰り返して、そして、いまだに未着工で、鮫川の予算獲得するのに影響ないですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 落合は未着工ではなくて、着工しております。約1か月前に、私、1か月に3回くらい見に行くんですよ、あそこ。通行止めにはなっておりましたがけれども、日

中は通れるようにしてあります。丁張りは終わっていますが、仮の土を入れて、前、バックホーが1台下がっていましたが、今は機械は、今朝はなかったようであります。

やっぱり地元の方々に大変遅れて、県もお叱りをいただいているし、岩野草も、丁字路のところもやっと竣工になりましたけれども、あそこも地元の方々からも、大変危険なところの丁字路、あのままになっていましたから、あそこも竣工はいたしました、大変ご迷惑かけておりますので、業者にはその都度、係のほうでも文書で、また足を運んで、厳しく指導しているところではありますが、落合の件も工期延長の承認はいただいておりますから、工期に間に合わせるように急ピッチで、あそこはバスが通るんですね、スクールバスが通る路線ですから、本工事が早く竣工できるように指導してまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） これは、地元の住民、それから村民も、再三我慢してきていたんですね。岩野草も今話されましたけれども、あそこの工期延長、それから遅延のために、スクールバスもとんでもない方向でもって迂回して、学生、子供たちも朝早くからバスに乗車させるような方法を取って、不便をさせさせてきたんですね。それで、結局あれも、丸々2年以上かかって、やっと通行可能な状態になったということで、今言った落合ですね。

それで、入札を繰り返すということは、工期を何回も延長したということですね。2回くらいまでは、これは、やむを得ない事情ということは認められますけれども、3回もして、今言ったように、村長が今朝行ったら、重機あったやつが重機がないと。これは着工というような状態でないと思うんですね。だって、3回も延長したものを。この前重機が入っていたから、すぐもう、工期に間に合わせるためには、今工事を竣工していなければ、当然間に合わなくなるんじゃないですか。

それで、さっき言った国・県との補助金の申請とか、そういうものに対してはどうなっているんだか、その辺。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 県の補助事業等の影響はどうなっているかということにつきましては、担当課から答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長、舟木正博君。

○地域整備課長（舟木正博君） 工期の延長になっている箇所につきましては、県のほうには繰越事業ということで報告、提出しているところです。今のところ、補助金が減るとか、そういうことはないと認識しております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 契約約款とか何か全然ないんですか、そういう事業を取得した場合。村でも、ちゃんと工事約款というのがありますね。今まで、契約違反とかというようなことでペナルティーを科したというような経過は、今まで、いろんなことを私、やってきたけれども、聞いたことないんですけれども、そういうことは全然関係ないということですね、鮫川村は。工期延長して、でたらめな契約しても、村では何とも、そういう業者に対してのペナルティーとか責任を負わせるというような、そういうものに対しては一切関係ないというような状態で、今までやってきたということですね。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 工事の契約するときには契約書というのがありまして、延滞した場合のペナルティーも科せるといような条項が載っております。しかし、今回、答弁書にも書きましたように、これが工期の変更の理由というところで、様々な理由、今回、二次製品とかの納入、生コンが入らない、さらには人員不足とか、様々な理由で延期せざるを得ないというときには変更を許可しておりますので、許可した以上は、そういうペナルティーを科せられるものではないということであります。

何せ、本村の発注した数多い工事は、ほぼ本村の業者で落札をしておりますし、他町村の業者も指名にかけながら調整ができないものかと思いますが、他町村の業者も自分のまちの工事を受注するだけで精いっぱい、さらに県・国の仕事も受けているということも重なっておるようでありますから、今回の入札は、ほぼ本村の建設業者でお取りになったというところで、工期延長せざるを得ない状況に追い込まれているようであります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長は、はっきりした答弁していないよね。後で約款とかなんか提出してもらいますけれども、それから、これは9月には決算議会ありますから、令和元年度からの繰越しの事業等の決算も出てくると思うので、それらの資料を提出してもらいますけれども、村では、村長も承知のとおり、鋤木田工事、あれは返納しているんですよ、補助金。承知でしょう。それだけに、そういう工事関係の契約条項に違反した場合には、それだけの責任を取らなくちゃならないんですよ。

村では一切、今までこういうふうな事業をやって、今後、予算獲得には影響ないということですね、村長。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの地域整備課長の答弁にもありましたとおり、県のほうの補助金関係は申請をしておるので、補助金の該当にならないというところは今のところないということではありますが、今後また、このような遅延に対しても厳しく指導していかなくてはならないし、ペナルティーを科せられる状況がそろえば、その手続を取りたいと思っておりますが、現状の場合には、工期の延長を議会にも繰越しを認めていただいた以上は、延長した工期を守っていただくように指導してまいりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 最後に、今度の工期は、絶対これは、延長させるということはないんでしょう。これ以上の延長は、これは承服できないと思うんですね。3回も延長して、また4回目となったら、これはちゃんと入札執行されているんだから、工期はきちんと決まっているはずだしね。

それで、後から見せてもらいますけれども、9月の定例会までには、約款とか、工期を遅延した場合の云々というような条項もあると思うので、そういうことについても、一切差し支えないというふうな感じを今受けたわけですが、県に遅延の報告さえすれば認めてもらえるというような課長の答弁ですね。

そういうふうな状態で、差し支えないということで、私、答弁を受けましたので、以上のことについてはこれで終わりたいと思います。

次に、村道唐露・葉貫線について。

村長就任時の一般質問で、村長から取り組む必要性の答弁をいただき、5年計画にも加えられた改良事業であるが、今後の見通しをお示し願いたい。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 前田武久議員の2つ目のご質問に対しましてお答えをいたします。

村道唐露・葉貫線の改良の件につきましては、令和元年12月議会定例会におきまして、同等の質問を前田議員からいただき、答弁をさせていただいた経過がございます。

その中では、当路線は大字赤坂東野字唐露地内の国有林を起点として、葉貫までを結ぶ延長3,370メートルの道路で、そのほとんどが国有林の中にあつて、棚倉森林管理署が管理している唐露林道と併用協定を結んでいる村道であります。

2つ目は、未改良部分の約1,800メートルは急勾配と急カーブが連続しており、現道のま

ま改良するのは、なかなか現実的ではないということをお伝えしております。急勾配と急カーブを避けるための全体的に法線を変えた場合に、事業費が最低でも5億円以上かかる、程度必要になるということも答弁をしております。

国庫補助金は、交通量の少ない山間地の道路改良工事は、費用対効果の要件では、なかなか採択されないのが現状であることなどとお答えした上で、今後前向きに検討する旨で、元年の12月には答弁をさせていただきました。

この道路の勾配について申しますと、道路法及び道路構造令の規定に基づき定めている鮫川村村道の構造の技術的基準に関する条例（平成25年4月1日施行）では、設計速度の最低ランクである時速20キロメートルで、縦断勾配は原則9%以下とすることとされております。地域整備課職員が現地に出向いて、実際に未改良区間の勾配を計測したところ、特に勾配がきつい場所では13から14%もあったとの報告を受けております。急勾配に加え、急カーブが連続する当路線は、冬期間の危険性も考慮すると、現道のまま改良することは、やはり現実的でないと考えております。

今後の見通しについてのご質問ですが、非常に厳しい財政の中、最少の経費で最大の効果を挙げるために、唐露集落はもちろん、隣接集落の方々も含めて広く利便性が図られるよう、現在、様々な角度から調査を進めているところであります。

また、鮫川村全体の生活基盤の整備を計画的に、また効果的に進める上で、当然、当地域も含めて、さらに調査検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上、前田武久議員の2つ目のご質問の答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） これは令和元年12月に一般質問して、当時村長が前向きな姿勢で、鮫川から出ていくような状態、30年も砂利道のまま生活道として残っている数少ない道路を、これは当然行政としてやるのが私の偽りのない心であるというふうな答弁をされておるわけですね。それで、5年間総合整備計画書、それにも載せられまして、令和2年、議会で議決しておりますけれども、当然取り組む姿勢を示されたわけでありまして。

それで、今の答弁では、これは法令に沿うような勾配9%未満の状況でないと、一番急勾配で14%もあるような、当然改良しないと、舗装工事とかなんかには着工できないというような状況。しかし、それは一つの話であって、改良する気があるかないかが問題ですね。

前に答弁されたように、村民の公平さ、それから、村内の過疎現象を食い止めるというよ

うな状況から、これは早急に検討していくというような考えを示されておったにもかかわらず、なかなか村の単独事業となる、また営林署関係の敷地、用地、それから山林ですね、そういうものに、なかなか協議も難航するというようなお話をされておりますけれども、問題は、それを改良する姿勢があるかないかですね。前に取り組む姿勢を示しているわけですよ。それで、もう既に2年経過するようなわけですから、その姿勢を示していただきたい。

前にも、承知のとおり、村内ではそういう砂利道、三十数年前からある道路で、砂利道残っているのは2か所ぐらいですよ。それもほとんど東石地区というような状況。まして、葉貫・戸草の方々の通勤道路、古殿町、それから鮫川に至るまでの通勤道路であるし、生活道路でもあるわけです。そういうことを、やはり積極的に取り組む姿勢が示されないと、住民からやっぱり信頼されないというふうに思うわけでありますので、その村長の姿勢、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 本村、村道161キロございまして、舗装率85.9と、約86%舗装率になっております。

私も議員のときから、同僚議員からも、この唐露線の改良の一般質問を、定例議会で上がるたびに、あの路線と、あとボクヤにも1路線あります。あの路線、実際どのような状況になっているのかというのは、何度も通っておりますし、また、今議員ご指摘の東野地区の改良率が非常に低いということもあります。青生野地区・東野地区の集落間を結ぶ路線は、いまだ未改良の路線が非常に多うございますから、私としても、1年前の12月定例議会で答弁しましたように、道路のインフラ整備は計画的に進めなくちゃならないと思っております。

ただ、今、様々な要因が、調べると困難なところが出てきておりますが、道路改良で数千万円で終わる改良はありませんから、これは距離が長ければ数億円とかかりますが、有利な起債が受けられるような過疎債・辺地債の充当、それから、一、二年では当然、長い路線は無理でありますから、計画的に、まず調査をしなくてはなりません。調査をして、どの程度の改良するのか。私はやっぱり現状維持で、あと待機所ですね、待機所をやっぱり確保しながらも、大きく路線を変えないで、やっぱり路線はやらないと、費用が非常にかさんでしまうということも、調べてみて分かってきていますので、できるだけ現状のまま舗装に、側溝の整備等、それは必要になりますから、そういったことも含めて、東野地区ばかりではございませんが、村内の各地域からの要望がある改良整備は、計画的にバランスを取りながら進めていきたいなと思っております。

決して、ここの1.8キロの路線は長いから無理ですということではありません。計画的にやっぱり改良しなくてはなりません。ただ、数年でできるという工事の量ではございませんので、今後調査を重ねていって、そして計画的な改良を検討していきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 調査を進めているという考えは分かるんですけども、これは令和2年の総合整備計画書に2,000万円のあれを上げておくんですよ。だから、今年は3年でしょう。すぐに着工は、これは私も容易でないから、そして、1,800メートルを一挙に改良しろなんていうことは言っていないんですよ。当然、さっき言ったように、完全な道路に、9%以下の道路にして整備すれば5億円以上はかかると、これは私も、大体およそ検討つきます。

しかし、調査もしない、検討もしない、そういう事業計画の予算獲得もされない、それでは絶対前に進みっこないですよ。もう、村長言ってから2年になるんですよ。それを私は言っているんですよ。準備もしないで、ただ、私やりますとか考えていますでは、これは村民も、ああ、やってもらえるんだなと思っていたのが全然期待できないと、そういう答弁では困ると思うんですね。

全然今まで取りかかっていないと同様ですね、これ、準備も何もしていないと。県のほうの間合せもしていない。やはりスピード感を持って、約束というか、自分で、これはやらなくちゃならない、住民のために村民のためにやらなくちゃならない、そして、30年以上も砂利道で置く生活道路を、これは誰が見ても、あそこの地区は生活に困るような状態であるということを誰もが承知しているんですよ。そういうことを口先だけで処理しようとするでは、行政のやっぱり執行機関として、私は少し、本当に村長に対して、もう少し頑張ってもらわなくちゃならないというふうに考えておるわけなので、これを取りかかることが先決ですから、任期内に取りかかれるかどうか、これ2002年から6年までですよ、総合整備計画書というのは。あと4年間のうちに取りかかるんだか、取りかからないんだか、その辺も約束してほしいんですけども、村長、もう一回答弁を。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 総合計画の中にうたってある、ましてや辺地計画の中にも、当然議会の同意を得ながら、辺地計画という中にはインフラ整備、全てのもの、スクールバスの導入なんかも含めて計画が持たれておりますから、まずこの計画に乗っていないと有利な起債を受けられないという状況で、議会からも承認いただいておりますから、さっきも何度も言い

ますように、村内の総合的なインフラ整備に関しては計画的に進めたいと考えております。

任期中にという今ご質問ありましたが、私の任期はあと2年しかありませんから、2年の中で当然、営林署との調整がございますし、まして現地の調査、当然測量には一定の費用がかかっていきますから、そういったものまで含めて、まず計画を立てていきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） ぜひ、着工までいかなくても、そういう計画が進むような、そして、それを住民に示されるような状況を進めていただきたいと思います。

それでは、3点目に移りたいと思います。

村簡易水道の東石地区整備延伸について。

現在、赤坂西野地区の整備が実施されており、完了後、計画では東石地区広畑から東野地区への整備延伸事業と承知しておるが、その具体策についてお尋ねをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 前田武久議員の3点目のご質問に対しましてお答えをいたします。

村では現在、簡易水道事業として、飲料水供給施設6施設、鮫川、渡瀬、青生野、余所内、西部、塚本によって、約1,600人の住民に給水をしております。水道普及率は約50%となっております。

現在実施している寅卯平地区給水施設設備事業につきましては、平成25年度に測量・設計業務を実施、平成30年度に事業に着手して、令和5年3月までに完成する予定となっております。

当地区の事業内容につきましては、配水管の延長が2,566メートル、2つの事業所を含む26戸が加入見込みとなっております。舗装復旧、消火栓設置、看板設置等を含めた総事業費は約2億4,000万円となっております。うち国庫補助金が、概算で9,100万円程度を見込んでおります。

議員おただしの赤坂東野地区につきましては、広畑、官代、内ヶ竜の一部が鮫川村簡易水道条例で定める給水区域に含まれておりますが、官代と内ヶ竜の一部につきましては、整備されていないのが現状であります。村条例で定める給水区域と水道法による認可を受けている区域であり、必ずしも配水管が布設されている区域を示すものではありません。

仮に官代地区まで給水区域を拡張する場合、概算であります。配水管布設1,900メー

ル、給水戸数14戸、事業費2億1,700万円となります。また、官代地区に給水するためには、二本田配水池から送水することになりますが、二本田配水池の標高486メートルに対して、官代地区は480から510メートルで、配水池よりも標高が高く、自然流下により送水することはできません。そのために、高所への配水池整備と増圧ポンプ場整備、用地取得も必要となり、これらの費用を含めると、総事業費は4億円を超えるのではないかと想定しております。

国庫補助金の採択を受けて実施するにしても、現在の補助率は補助対象事業費の4割ですので、残り6割の2億4,000万円は村の自己財源で賄うことにもなります。本村の財政事情を考えると、非常に厳しい事業内容になることから、今後さらに調査検討を重ねていく必要があると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、村では現在、良質な飲料水を確保し、生活環境の維持・向上を図るために、鮫川村飲料水確保対策事業を実施し、対象者に補助金を交付しております。この事業は、個人・共同は問わず、水質の悪化や水量不足などを理由に新たに給水設備などを整備または改修するための費用を補助するもので、井戸ボーリング工事費、取水管工事費、ポンプ設置費、給水管工事費、浄水装置設置費などが対象となります。補助金は工事費の2分の1で、補助限度額が50万円となっております。

議員各位におかれましても、自家用水道でお困りの方がおられましたら、この補助制度につきましてお知らせいただきたいと考えております。

以上、9番、前田武久議員の3点目の質問とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） この事業は、これは村で計画を組んでおる事業であって、当然これをやるかやらないかは、今後事業調査、それと受益者の希望ですね、そういうものを、これから取って判断していくべきだというふうに考えております。

今言われたように、事業担当というか、恐らくこれは自治体から替わるんじゃないかというふうに私も予想しているけれども、水道事業ね。そうなった場合には、またこういった、村でもって給水区域の延伸とか事業を進めるというのは、なかなか容易でなくなると。できれば、鮫川自治体でもって事業を進めるうちに、事業を完了していただければというふうに思うわけであります。

それで、村長承知のように、東日本大震災直後、断水状況で生活水供給に不足を来したというような状況。現在はすっかり原状回復しまして、あまりそういった給水問題に対して、深刻な状況にはないと思うんですけれども、やはり、いずれ自家給水、今村長が言われまし

たように、補助50%の事業でもって対応されている、本当に人口の少ない、それから人家の離れた一軒家の多い場所に対しては、そのような補助事業の対象になろうかと思うんですけども、広畑までは、前にも申し上げましたが、鮫川のある程度中心地ですね。集落の密集した地帯でもって、あるはずの東の一部、湯の田温泉の住宅街とか、それから、広畑地内は簡易水道は入っていますけれども、東全体からすると、ほんの一部なんですよね、村の簡易水道の供給されている地域はね。それで、広畑から内ヶ竜、官代は自然給水、官代の上に行けば、たしか510メートルくらいになると思うんですけども、官代の集落地帯までには四百幾らで、自然給水で届くと思うんですよね。

だから、せめて自然給水のできる範囲内までの延伸は、これは地域の人たちも望んでいるわけですよ。やはり自分の簡易水道を管理するよりも、村の水道を利用したほうが後の心配がないということで、それを希望しているわけなので、これは地元からの要望じゃないんですよ。村でもって計画された延伸計画ですから、これはやっぱり、途中から変更されてやめたというようなことでは、やっぱり住民も不信感を持つので、その辺はどうするか、今後早急に調査とか何かをした上で、結論を出していただきたいというふうに考えているわけですが、村長、いかがですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 簡易水道の普及率50%ですよ。そしてまた、一番大字区の中で普及率が低いのは東野地区であります。本当に安全な水を供給するのが行政の仕事だなと思っておりますが、当初の計画の中には入っておられて、法律を改正するには、なかなか時間がかかりますね。ですから、官代、内ヶ竜地区も当初の計画に入っていたようですが、先ほど答弁も申したように、延伸するということで、大きな費用をかけて、国の補助金を仰ぎながら今までやってはきましたが、本村の簡易水道の一番古いのが昭和46年だそうです。もう52年たっているんですね。ですから、経年劣化、一番最初に給水始まったところは50年以上たって、年々故障、水道管の破裂、それから、県道筋へ噴き出したということが最近、ここ一、二年で非常に多くなってきておりますし、そういった既に給水している簡易水道の布設替え、そういった時期に到達しているということもあまして、今後どのぐらいの費用がかかって、どのような経費をどのぐらい補助金を上げるのかというのは、これから調査しないと分かりませんが、そういう時代に入ってきておりました。

安全ないい水を村民の方に安心して飲んでいただきたいというのは、私も湧き水を飲んでおりますから、本当に分かるところでありますが、今後また調査はいたします。しかしなが

ら、当面、自家用水の補助金をうまく使っていただきながらも、枯渇したり、それから自家用水の布設替えですね、今回もこの上限額を4月から更新いたしました。今まで井戸で20万円上限だったんですね、あとボーリングで50万円だったんですが、それを撤廃しました。ポンプの入替えとか給水管の布設替え、あと電気工事、それから浄水機ですね、そこまで含めて、見積額の半分で50万円に補助率をアップしたわけでありましたが、今年度、既に何件もの申出があって、ポンプの入替えとか、不都合がある方に申請をしていただいております。

今後、こういった自家用水の支援にも力を入れながら、戸数がどうしてもまとまれば、その地域にボーリングを落として、そして安全な水を配水する塙方式ですか、塙町はそのようにやっておられるんです。ですから、そういう方式も参考にしながら、安全な良質な水を提供できるような、そういうような方法に切り替えていきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） その補助率の値上げというのは、さっき言った布設替えとか井戸のあれは50万円にアップしたというけれども、ボーリングなんかはどうなるかね。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ボーリングも同じでございます。ですから、ボーリング、井戸の枯渇、あと、考えられるのはポンプですね、吸い上げポンプを長年使っておられる方が、故障すると10万円や20万円の金額が当然かかるわけであって、あとは配水ですね、管の布設替え。こういったものまで含めて、見積額、お支払い額の半分で50万円上限ということであって、ボーリングしますと、ボーリングだけで100万円以上かかるんですね。これは、平田村は前々から50万円上限でやっておりました。ちょうど地形が、うちと平田村は似ておりますので、要綱そのものも平田の要綱を参考にさせていただきながらも、係で一生懸命考えながら発信いたしました。

今後また、ボーリング等100万円以上かかるという状況でありますから、そういった補助要綱の改正、これもしていかななくてはならないのかなということも、前々から考えておったところでございます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 今申し上げた延伸問題ね、これは早急に調査とか何かを開始して、結論を住民に知らせるべく努力をしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（星 一彌君） これで一般質問を終わります。

ここで14時45分まで休憩いたします。

（午後 2時29分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時45分）

◎報告第3号～報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第5、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第7、報告第5号 白河地方土地開発公社の経営状況についてまでの3件を一括議題といたします。本件について、報告を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、報告第3号から報告第5号までの3件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページから2ページをご覧くださいます。

本件は、3月定例会におきまして繰越明許費の予算決議をいただいておりますが、光ファイバ網維持管理事業のほか17事業につきまして、議案書2ページに記載がありますとおり、翌年度繰越額が合計欄に記載のとおり決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を報告するものであります。

次に、報告第4号 事故繰越し繰越計算書につきましてご説明を申し上げます。

議案書の3ページから4ページをお開き願います。

本件は、農地等小規模災害復旧支援事業のほか4事業につきまして、令和元年東日本台風の復旧工事が集中したことにより、施工業者における建設資材や従業員の手配・調整などに不測の日数を要したために事業の年度内完了が困難となり、翌年度繰越額の合計欄のとおり3,788万4,000円を事故繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書を報告するものであります。

次に、報告第5号 白河地方土地開発公社の経営状況についてご説明を申し上げます。

議案書の5ページから12ページをお開き願います。

本件は、本村が出資しております白河地方土地開発公社の令和2事業年度の事業報告及び決算報告書並びに令和3事業年度の事業計画など公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、説明書類を提出するものであります。

以上で、報告第3号から報告第5号までの説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号から報告第5号までの報告を終わります。

◎承認第3号～承認第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（鮫川村税条例等の一部を改正する条例）から日程第9、日程第4、専決処分の承認を求めることについて（鮫川村手数料条例の一部を改正する条例）までの2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、承認第3号から承認第4号の2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の13ページから19ページをご覧ください。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、土地に係る固定資産税等の負担調整の措置の継続、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減に係る期限の延長、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅ローン控除の特例の延長などに伴いまして、本条例の規定につきまして改正の必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき承認をお願いするものであります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の20ページから21ページをご覧ください。

本件は、トラクターやコンバインなどの農耕車を除く特殊車両を村が管理する道路を通行

させる場合に、村が許可に関する権限を行う場合における手数料につきまして、本条例の規定に改正の必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき承認をお願いするものがあります。

以上で、承認第3号から第4号までのご説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） ただいまの承認第3号、第4号、これからの承認以降のやつもそうなんですが、提出議案の要旨を見ると、全てが、ほとんどが、議会を招集する時間に余裕がないということだったんですが、具体的に、本当に招集する時間がなかったのかどうか。この専決処分の承認を求めるといふことなんですが、あわせて、これから提案されるものも含めて、本当に議会を招集する時間がなかったのかどうか、ちょっとご説明を願いたい。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） ただいまの専決の承認を求めるともつきましては、新年度から施行という条例改正も含めまして、そのような施行になっております。議会を招集するいとまがなかったということで専決処分をいたしまして、その後、議会に報告して承認を得ることになっておりますので、新年度から施行する条例の改正等も含めまして、この後も同じであります、そのような状況で専決処分したわけでございます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

専決処分の承認でありますので、討論を省略いたします。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めるといふことを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第5号～承認第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第10、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（鮫川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例）から日程第14、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）までの5件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、承認第5号から承認第9号の5件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の22ページから46ページをご覧ください。

本件は、介護サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める省令の改正に伴い、本条例の規定につきまして改正の必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものであります。

次に、承認第6号 専決処分の承認を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

議案書の47ページから56ページをご覧ください。

本件は、介護サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める省令の改正に伴い、本条例の規定につきまして改正の必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものであります。

次に、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の57ページから63ページをご覧ください。

本件は、介護サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める省令の改正に伴い、本条例の規定につきまして改正の必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき承認を得るものであります。

次に、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の64ページから69ページをご覧ください。

本件は、介護サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める省令の改正に伴い、本条例の規定につきまして改正の必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものであります。

次に、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書の70ページから71ページをご覧ください。

本件は、診療所の職員が新型コロナウイルス感染症に係る防疫などの作業やワクチン接種などの業務に従事した際の特殊勤務手当を規定するに当たりまして、本条例の規定につきまして改正の必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものであります。

以上で、承認第5号から第9号までのご説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 承認第9号の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、これは従事する医師・看護師についての特殊勤務手当ということになりますが、実際は、コロナを接種する体制は医師・看護師だけじゃないと思うんですが、他の職員、要するに新型コロナウイルス感染症に対処する職員の特殊勤務というのは全然見ていない、新たに設定するとかは考えていないのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） ただいまの質疑でありましたけれども、医療従事者ということで国から提示をされております特殊勤務手当ということで、そこに従事する職員につきましては手当の対象と今なっておりませんので、そのようなことは、この条例の中での専決処分の中には入っておりません。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

専決処分の承認でありますので、討論を省略いたします。

これから、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第10号～承認第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第15、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第1号））から日程第16、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号））までの2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、承認第10号から承認第11号の2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、承認第10号 専決処分の承認を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

議案書の72ページから75ページ、令和3年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをご覧ください。

補正前の予算総額26億8,900万円に対して、今回2,624万7,000円を増額して、補正後の予算総額を27億1,524万7,000円とするものであります。

本件につきましては、新型コロナウイルスの接種体制に要する経費といたしまして、医師や看護師の報償費や、職員手当などの人件費や、接種を記録するためのシステム改修などの委託料のほか、これまで国保診療所の医師が村職員として実施していた小・中学校やこどもセンターにおける健診業務につきまして、当該医師の退職に伴い、新たな医師に学校医として依頼するための報償費につきまして、一般会計補正予算に計上させていただくものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、村民の皆様に安心して暮らしていただくために、少しでも早くワクチン接種を開始する必要があること、また、毎年実施されている小・中学校やこどもセンターでの健診業務を予定どおり滞りなく進める必要があるため、

これらに要する事業予算の計上及び執行に当たり、いずれも議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日に専決処分をしたため、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものであります。

次に、承認第11号 専決処分の承認を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

議案書の76ページから79ページ、令和3年度特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書9ページをご覧ください。

補正前の予算総額7,050万円に対して、今回417万8,000円を減額して、補正後の予算総額を6,632万2,000円とするものであります。

歳出についてご説明を申し上げます。

事項別明細書の11ページをお開き願います。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費の各補正につきましては、国保診療所職員として勤務していた医師が3月末に退職したことに伴い、減額するものであります。

また、同じく12節委託料1,200万円の増額につきましては、国保診療所において、新たな医師に診療業務を委託するために所要の経費を計上させていただくものであります。

なお、本村の継続的な医療環境の確保を図るために、緊急的に新たな医師を確保する必要があり、これらに要する事業費予算の計上及び執行に当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日に専決処分をしたため、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものであります。

以上で、承認第10号から第11号までの説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

専決処分の承認でありますので、討論を省略いたします。

これから、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

これから、承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第17、議案第39号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第39号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の80ページをお開き願います。

本件は、鮫川村奨学基金に対して寄附金を受けたことに伴い、寄附者の氏名及び寄附金額など所要の改正を行うために、条例の一部を改正するものであります。

以上で、議案第39号の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、ご説明を終わります。

◎議案第40号～議案第45号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第18、議案第40号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）から日程第23、議案第45号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）までの6議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第40号から議案第45号までの6件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

一般会計の補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費や、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した事業に要する経費などを計上いたしました。

特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険特別会計ほか4会計につきましては、それぞれ所要の経費を計上いたしております。

補正予算の事業費の内訳につきましては、議案書及び令和3年度歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） 初めに、議案第40号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の81ページから85ページ、令和3年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の15ページをお開き願います。

補正前の予算総額27億1,524万7,000円に対し、今回、3,634万7,000円を増額し、補正後の予算総額を27億5,159万4,000円とするものでございます。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の16ページをご覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、3節新型コロナウイルスワクチン接種対策費981万8,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種を実施するための国庫負担金を受け入れるものであります。

同じく2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金459万7,000円の増額は、本年度に繰越した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け入れるものでございます。

同じく4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金288万5,000円の増額は、村道戸草・関口線ほか2路線の舗装補修工事の財源でございます社会資本整備総合交付金を増額するものであります。

17ページをご覧ください。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地貸付収入912万1,000円の

増額は、合同会社鮫川エナジーの太陽光発電設備の敷地として貸し出す村有地の令和3年度分及び令和4年度分の貸付料を受け入れるものでございます。

17款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興費寄附金340万円の増額は、ふるさと納税により頂戴した寄附金と棚倉町の藤田圭希様、阿久津光子様からの寄附金を受け入れるものでございます。

21款1項村債、1目1節辺地対策事業債170万円の増額は、村道2路線の舗装補修工事費用などの増額に伴うものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

これから以降ご説明申し上げます各款に計上されております2節給料、3節職員手当等、4節共済費に係る各補正につきましては、主に今年度の職員の定期人事異動などに伴う補正となっておりますので、以降、説明は割愛させていただきます。

事項別明細書18ページをお開き願います。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、19ページをご覧願いまして、24節積立金のうち、説明欄の公有施設整備基金912万2,000円の増額は、合同会社鮫川エナジーの太陽光発電設備の敷地として貸し出す村有地の令和3年度分及び令和4年度分の貸付料を、ふるさとづくり基金200万円の増額は、ふるさと納税により頂戴した寄附金を、各基金にそれぞれ積み立てるものでございます。

21ページをお開き願います。

3款民生費、2項児童福祉費、4目認定こども園保育部費、17節備品購入費110万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用いたしまして、園児が使用する玩具の殺菌を行うための紫外線殺菌庫を購入するものでございます。

同じく7目子育て世帯生活支援特別給付事業費、18節負担金、補助及び交付金235万円の増額は、低所得の子育て世帯に対して、1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を給付するものでございます。

22ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料981万9,000円の増額は、16歳から74歳までの対象者への新型コロナウイルスワクチン接種に係る業務委託料でございます。

23ページをご覧願います。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、17節備品購入費152万2,000円の増額は、現在利用を休止しております手まめカフェのホールを活用するに当たり、新型コロナウイルス

ス感染症対応臨時交付金を活用いたしまして、防犯カメラとA I 検温モニターを設置するものでございます。

同じく3目農業振興費、17節備品購入費142万9,000円の増額は、青生野地区で共同利用を行っている農地におきまして、センサーカメラを活用した電気柵を整備するものでございます。

24ページをお開き願います。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、14節工事請負費560万円の増額は、村道の舗装補修工事などに要する経費でございます。

27ページをお開き願います。

10款教育費、6項保健体育費、3目学校給食費、27節繰出金112万6,000円の減額は、今年度の職員の定期人事異動により給料、職員手当、共済費を減額するに伴い、学校給食センター特別会計への繰出金を減額するものでございます。

続きまして、特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第41号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の86ページ、令和3年度特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書の32ページをお開き願います。

補正予算前の予算総額4億2,037万2,000円に対し、今回、442万円を増額し、補正後の予算総額を4億2,479万2,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

事項別明細書の33ページをお開き願います。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税388万円の減額は、当初予算編成時において、被保険者の前年中の所得等に応じて計算し見込んでおりました国民健康保険税の収入額が、算定基準となる所得金額が確定する今の時期に再算定した国民健康保険税の収入額を下回ったことなどに伴うものでございます。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目事業費支払準備基金繰入金839万4,000円の増額は、当該基金から本特別会計に繰入れするものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の34ページをご覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金の1項医療給付分、2項後期高齢者支援金等分及び3項介

護納付金分の各増額は、納付額の確定によるものでございます。

次に、議案第42号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の88ページ、事項別明細書の35ページをお開き願います。

予算総額の増減はございません。

事項別明細書の36ページをお開き願います。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、10節需用費、11節役務費及び26節公課費の各補正は、往診車として使用していた公用車の車両管理を診療所から総務課に移管することに伴い、減額するものでございます。

次に、議案第43号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の90ページ、事項別明細書40ページをお開き願います。

補正前の予算総額1億5,421万円に対し、今回、302万1,000円を増額し、補正後の予算総額を1億5,723万1,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の41ページをお開き願います。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目施設整備費国庫補助金122万円の増額は、寅卯平地区の簡易水道整備工事費の増額に伴うものであります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

事項別明細書の42ページをご覧願います。

2款施設費、2項1目施設整備費、14節工事請負費105万7,000円の増額は、寅卯平地区の簡易水道整備工事費の増額に伴うものであります。

次に、議案第44号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の93ページ、事項別明細書の46ページをお開き願います。

予算総額の増減はございません。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款総務費、1項1目村営バス事業費20万5,000円の減額は、今年度の職員の定期人事異動に伴うものでございます。

次に、議案第45号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の95ページ、事項別明細書の48ページをお開き願います。

補正前の予算総額1億34万7,000円に対し、今回、295万6,000円を減額し、補正後の予算総額を9,739万1,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の49ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金及び2款繰入金の各減額は、今年度の職員の定期人事異動に伴うものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、17節備品購入費119万2,000円の増額は、箸の洗浄機を更新するものであります。

以上で、議案第40号から議案第45号までの説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、ご説明を終わります。

◎議案第46号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第24、議案第46号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更に
ついてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第46号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更に
つきましてご説明を申し上げます。

議案書の97ページをご覧ください。

本件は、本規約第3条に規定します組合が共同処理すべき事務のうち、平成16年から運用している情報通信ネットワークについて所要の改正を行い、また、同第4条に規定します組合事業所の位置について、今後の庁舎の利用計画に基づき事務所を移転するため、住所地を変更し、また、同第14条の別表に規定します組合経費の負担割合につきまして所要の改正を行うこととするために、地方自治法第286条第1項の規定に基づく本規約の変更に関する協議について、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第46号の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日は常任委員会で議案調査を行います。

11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時30分)

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和3年第3回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年6月11日(金曜日)午前10時開議

- 日程第1 議案第39号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第2 議案第40号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算(第2号)
質疑・討論・採決
- 日程第3 議案第41号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第4 議案第42号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第2号)
質疑・討論・採決
- 日程第5 議案第43号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第6 議案第44号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第7 議案第45号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第8 議案第46号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について
質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番 関根浩治君

2番 森隆之君

3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	斉藤利己君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	舟木正博君	教育課長	渡邊敬君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） 改めて、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第39号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号～議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第2、議案第40号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）

から日程第7、議案第45号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）までの6議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号 令和3年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第8、議案第46号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第3回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時07分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和3年6月11日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 森 隆 之

署 名 議 員 遠 藤 貴 人